

令和3年第2回定例会

階上町議会会議録

令和3年3月 5日開会

令和3年3月12日閉会

階上町議会

令和3年第2回階上町議会定例会会議録目次

○第1号3月5日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
休会期間の決定	14
散会の宣告	14

○第2号3月9日（火曜日）

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	16
説明のため出席した者の職氏名	16
職務のため出席した者の職氏名	16
開議の宣告	17
請願第1号議題、委員会付託	17
一般質問	17
上道二三男君	17
下沢育男君	20
荒谷憲輝君	29
郷州公典君	40
寅谷正君	45
散会の宣告	54

○第3号3月10日（水曜日）

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 6
出席議員	5 6
欠席議員	5 6
説明のため出席した者の職氏名	5 6
職務のため出席した者の職氏名	5 7
開議の宣告	5 8
報告第1号議題、質疑	5 8
議案第1号議題、質疑、討論、採決	5 8
議案第2号議題、質疑、討論、採決	5 9
議案第3号議題、質疑、討論、採決	5 9
議案第4号議題、質疑、討論、採決	6 0
議案第5号から議案第7号一括議題、質疑、討論、採決	6 0
議案第8号議題、質疑、討論、採決	6 1
議案第29号議題、質疑、討論、採決	6 2
議案第9号議題、質疑、討論、採決	6 4
議案第10号、議案第12号、議案第14号一括議題、質疑、討論、採決	7 2
議案第11号及び議案第13号一括議題、質疑、討論、採決	7 3
休会期間の決定	7 4
散会の宣告	7 4

○第4号3月12日（金曜日）

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 6
出席議員	7 6
欠席議員	7 6
説明のため出席した者の職氏名	7 6
職務のため出席した者の職氏名	7 7
開議の宣告	7 8
議案第15号議題、質疑、討論、採決	7 8
議案第16号、議案第18号、議案第20号一括議題、質疑、討論、採決	1 0 5

議案第17号及び議案第19号一括議題、質疑、討論、採決	106
議案第21号議題、質疑、討論、採決	106
議案第22号議題、質疑、討論、採決	107
議案第23号議題、質疑、討論、採決	107
議案第24号議題、質疑、討論、採決	108
議案第25号から議案第28号一括議題、質疑、討論、採決	108
請願第1号議題、委員長報告、質疑、討論、採決	110
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	113
町長挨拶	114
閉会の宣告	115
署名議員	116

令和3年第2回階上町議会定例会会議録

(第1号)

令和3年3月5日(金曜日)

令和3年第2回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和3年3月5日午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	下 沢 育 男 君	2番	寅 谷 正 君
3番	荒 谷 憲 輝 君	4番	大 下 修 君
5番	小 松 雅 彦 君	6番	上 道 二 三 男 君
7番	長 根 岩 夫 君	8番	森 榮 吉 君
9番	濱 谷 貴 樹 君	11番	百 目 木 和 俊 君
12番	大 江 和 夫 君	13番	郷 州 公 典 君
14番	林 貢 君		

欠席議員（1名）

10番 松 尾 國 治 君

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育 長	丸 岡 博 君	総 務 課 長	野 沢 雅 浩 君
総合政策課長	濱 浦 幸 夫 君	税 務 課 長	佐 京 実 君
町民生活課長	日 影 百 合 子 君	健康福祉課長	長 根 清 子 君
産業振興課長	引 敷 林 広 貴 君	建 設 課 長	上 静 志 君
教 育 課 長	濱 浦 孝 子 君	会 計 管 理 者	澤 田 充 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	地 代 所 誠 君	代 表 監 査 委 員	三 上 孝 八 君

職務のための出席者

議会事務局長	西 山 圭 一 君	庶 務 G L	下 平 有 香 君
総務課主査	花 生 智 紀 君		

◎開会及び開議の宣告

○開会の宣告

午前 10 時 00 分

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） ただいまの出席議員は 13 名であります。
定足数に達しておりますので、令和 3 年第 2 回階上町議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林貢君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、4 番大下修君、
5 番小松雅彦君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林貢君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 3 月 12 日までの 8 日間といたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日から 3 月 12 日までの 8 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（林貢君） 日程第3、この際、報告第1号 専決処分した事項の報告についての件から、議案第29号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、30件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） 皆さんおはようございます。本日ここに、令和3年第2回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思っております。

報告第1号 専決処分した事項の報告について、ご説明申し上げます。

本案は、先に請負契約した石鉢小学校・赤保内小学校エアコン設置工事について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したので報告するものであります。議案第1号 階上町行政組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、行政組織機構の見直しに伴い、関係条例の所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第2号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第3号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第4号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、第 8 期介護保険事業計画及び介護保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 5 号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 6 号 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 7 号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 8 号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、消防団員の定年年齢延長について、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 9 号 令和 2 年度階上町一般会計補正予算第 7 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1 億 4,143 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 75 億 8,991 万 8 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。歳入につきましては、繰入金 2 億 3,015 万 8 千円、諸収入 230 万 4 千円等を減額し、国庫支出金 1,406 万 3 千円、町債 6,960 万円等を追加するものであります。歳出につきましては、総務費 3,886 万 9 千円、教育費 1 億 2,340 万円等を減額し、農林水産業費 3,249 万 7 千円等を追加するものであります。

歳出のうち、国の第 3 次補正予算に盛り込まれた、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策に係る経費として、小舟渡漁港施設機能強化事業負担金 4 千

万円等を計上しております。

次に、第2表繰越明許費であります。ため池ハザードマップ作成事業、林道第二田代線機能強化事業等で、令和2年度に完了が困難なものについて、令和3年度に繰り越しするものであります。

次に、第3表地方債補正であります。減収補填に係る追加分と、既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第10号 令和2年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ20万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億6,853万4千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金から4,879万6千円を減額し、国民健康保険税に3,945万円、諸収入780万9千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費から5万8千円、保健事業費から29万7千円等を減額し、保険給付費に54万円等を追加するものであります。

議案第11号 令和2年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ108万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,374万1千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、使用料及び手数料24万9千円、繰入金83万2千円等を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費47万8千円、施設管理費60万4千円等を減額するものであります。

議案第12号 令和2年度階上町介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、2,244万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億5,734万7千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、支払基金交付金1,150万6千円、県支出金792万6千円等を減額し、介護保険料に966万6千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、保険給付費3,676万円、地域支援事業費897万9千円等を減額し、基金積立金に2,344万9千円を追加するものであります。

議案第13号 令和2年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 395 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 2,493 万 9 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 744 万 5 千円等を減額し、分担金及び負担金 190 万 3 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 102 万円、施設管理費 240 万 5 千円等を減額するものであります。

次に、第 2 表繰越明許費であります。設計の変更等が生じたため、4,421 万 8 千円を翌年度へ繰り越しするものであります。

議案第 14 号 令和 2 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、1,530 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 4,649 万 8 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、保険料 690 万 9 千円、繰入金 669 万 5 千円等を減額するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 1,248 万 7 千円、保健事業費 261 万 3 千円等を減額するものであります。

次に、令和 3 年度当初予算編成にあたっての所信について、申し述べさせていただきます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から間もなく 10 年が経過しようとしています。この間、我が国は復旧・復興に努めてまいりました。しかし現在、新型コロナウイルス感染症の流行は世界規模に拡大し、我が国はもとより、世界は今、新たな危機に直面しています。その影響は人々の生命のみならず、経済、社会にも大きく影響し、人々の行動、意識、価値観の変化など多方面に波及しております。我が国を見ても、緊急事態宣言の発出などにより、国民一丸となって感染拡大防止を行った結果、一度は収束に近づいたものの、第 2 波、第 3 波と感染拡大が進み、依然として国民生活を脅かしている状況であります。

これを踏まえ政府では、新型コロナウイルス感染症の防止が喫緊の課題であると位置付けているところですが、感染症が収束した世界は、いわゆるニューノーマルへ移行するという見方が強く、我が国も大きな転換点に直面しており、この数年で思い切った変革が実行できるかどうか、我が国の未来を左右するとしております。しかしながら、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」を踏まえ、経済・財政一体改革を推進することとし、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳入・歳出両面からの改革を推進することともしております。

一方、地方公共団体では、まち・ひと・しごと創生法や国の総合戦略等を踏まえ、

地域の実情に応じた創意工夫により、将来を見据えた効果的な地方創生の施策や、地域経済の活性化に取り組んでいくことが求められています。これと併せて、行政サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、持続可能な行財政基盤の確立が不可欠であります。

このため、就任直後から一般会計の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスを取りながら、様々なまちづくり施策を実施してきたところであります。そして、平成16年度末に約102億円あった町債残高は、令和2年度末までの16年間で、約58億円まで減額となりました。しかしながら、この間、社会福祉の変容等により、扶助費が1.8倍まで増加し特別会計への繰出金が増加するなど経常経費が増えたことや、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増加、普通交付税の減額などの影響により、当初予算編成時には財政調整基金を取り崩し、決算後には積み戻しながら、財政収支を維持してきたところであります。

限られた財源の中、未来へつながる持続可能な町政運営を行いながら、更なる町民サービスの向上をめざして、次の施策に重点を置き予算編成をいたしましたので、主な施策についてご説明いたします。

1つ目は、『ポストコロナ、ウィズコロナに対応した新しい生活様式の実現』についてであります。

喫緊の課題である新型コロナウイルスワクチン接種に関する予算配分を行っておりますが、この他に、増加するオンライン会議に対応するための庁舎内の環境整備、保育施設への感染症対応物品等の購入補助、避難所の感染症対策として簡易ベッドやパーティションの購入に要する経費に予算配分を行っております。また、今後はコロナ時代に対応した新たなイベントの開催方法など、従来の事業についてもコロナ対策を万全に講じて実施をしたいと考えております。

なお、予算編成後の2月上旬に国の令和2年度第3次補正予算において、地方創生臨時交付金が配分されたこと、また新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の延長という危機感と未だ収束が見えない中において、安心して子育てができるようにという観点から、子育て支援の充実として給食費の無償化について、今年度に引き続き、令和3年度も1年間無償にしたいと考えております。現時点では、当初予算に反映されてはおりませんが、必要な予算措置については今後、補正予算等での対応とさせていただきます。

2つ目は、『地域の再生と産業振興』に対する施策についてであります。オープンから3年目を迎えた、「はしかみハマの駅あるでい〜ば」は、先月、2月20日に来場者数70万人を達成し、町内外の多くの方から御利用いただいております。今後も引き続き、「はしかみハマの駅あるでい〜ば」を含めた、観光4施設の連携を

図り、海と山の循環型観光を推進してまいります。

また、階上早生そばをはじめとする階上ブランドの更なる推進を図るため、青森県立八戸水産高等学校との官学連携による、町の魚「アブラメ」の認知度の向上や、販路拡大に向けた取り組みを継続し、新たな特産品づくりによる地場産品の6次産業化など、産業の成長と、地域の活性化に繋がる施策を展開してまいります。

3つ目は、『快適で安心な生活促進』に対する施策であります。

子育て世帯の支援対策といたしまして、乳幼児・子ども医療費助成事業における保護者の所得制限廃止や、季節性インフルエンザ任意予防接種に要する費用の一部助成、移住・定住・子育て・若年夫婦支援に重点を置いた新築応援プロジェクト事業補助金について、継続して予算配分を行ったところでございます。

さらに、新たな事業といたしまして、児童虐待等の防止や妊娠・出産・子育てに関する支援を行う母子包括支援事業を開始することとしております。

4つ目は、『未来を担う人づくり』に対する施策であります。

令和2年度において、生徒児童に一人1台のタブレット端末整備を行いました。令和3年度からは、端末を活用した授業を行い、情報活用能力の向上を図り、未来の可能性に挑戦する力を育成します。

また、この3月をもって大蛇小学校及び小舟渡小学校が閉校となり、4月から新たな道仏小学校としてスタートしますが、スクールバスに関する経費についても予算配分をしております。

以上の主な重点施策のほか、4月からは行政組織機構改革として課、グループの再編を行い、住民のニーズに対応し、効率的な組織体制を構築します。

また、10月には全国巨木フォーラムの開催の予定であり、当町が誇る多くの巨木を、全国に向けてPRしていきます。

さらに、令和2年度からの継続事業として、都市計画マスタープランの見直し作業や、小舟渡集会所の移転・新築、消防団第3分団屯所の移転・新築など引き続き取り組んでまいります。

これからも、未来の階上町のため、「一人一人に優しく、安心して暮らせる町づくり」に向け、新型コロナウイルスを克服し、元気な階上町を取り戻すため、積極的に様々な課題に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ、町民の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第15号 令和3年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ55億5千万円と決めました。前年度の当初予算と比較しますと、率で2.1%、額で1億2千万円の減であります。この

主な要因は、庁舎のエアコン整備事業の完了等によるものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

はじめに、歳入であります。町税は、人口減少等に伴う課税客体数の減等により、対前年度比0.8%減の10億2,797万3千円を計上いたしました。

地方交付税は、国の地方財政計画を勘案した上で、普通交付税を20億円、特別交付税を1億3千万円とし、合せて、前年度と同額の21億3千万円を計上いたしました。

繰入金は、一般会計の不足分に充当するため、財政調整基金から2億7,170万2千円、小舟渡集会所整備事業に充当するため、東日本大震災復興基金から715万7千円を繰り入れることにより、31.6%減の2億7,885万9千円を計上いたしました。

町債は、道路整備事業債3,310万円、第3分団屯所整備事業債3,800万円、臨時財政対策債2億1千万円等、合わせて、3億1,510万円を起こすものであります。

次に、歳出であります。総務費は、選挙費に、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費1,550万3千円、企画費に、小舟渡集会所整備に係る経費715万8千円、地方創生費に、移住・定住新築住宅支援事業費補助金2,440万円等を計上しており、構成比18.7%の10億3,592万1千円としております。

民生費は、社会福祉費に、自立支援給付費3億305万2千円、老人福祉費に、後期高齢者医療療養給付費負担金1億2,671万8千円、児童福祉費に、子どものための教育・保育給付費4億8,769万3千円等を計上しており、構成比29.2%の16億2,302万1千円としております。

衛生費は、保健衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費1億5,760万2千円、季節性インフルエンザ任意予防接種助成事業を始めとする各種予防接種委託料3,092万2千円、がん予防対策として大腸がん検診を始めとする住民検診委託料2,929万1千円、妊産婦及び乳幼児へのきめ細やかな支援を行うための母子包括支援事業に係る経費1,308万6千円等を計上しており、構成比9.6%の5億3,187万6千円としております。

農林水産業費は、農業費に、農業次世代人材投資資金975万円、水産業費に、小舟渡漁港施設機能強化事業費1千万円、町の魚である「アブラメ」のブランド化を推進するため、青森県立八戸水産高等学校との連携事業に係る経費370万2千円等を計上しており、構成比4.3%の2億3,938万円としております。

商工費は、全国巨木フォーラムに係る経費として451万5千円等を計上しており、構成比0.7%の3,623万1千円としております。

土木費は、道路橋梁費に、旨角子橋橋梁整備工事費4,610万円、第2次協働のま

ちづくり地区計画の対象路線の整備を含む、道路維持工事費6千万円、大渡・石鉢線の歩道整備のための道路改良事業費1,510万円、河川費に、河川緊急浚渫推進事業に係る経費1,010万円、都市計画費に、都市計画マスタープラン策定のための経費1,345万3千円、アスナ公園及びふるさと河川公園の遊具新設工事269万円等を計上しており、構成比9.8%の5億4,274万7千円としております。

消防費は、津波ハザードマップ等の作成に係る経費773万3千円、防災無線戸別受信機の整備に係る経費709万5千円、第3分団の屯所移転新築に係る経費5,489万7千円等を計上しており、構成比2.0%の1億1,307万円としております。

教育費は、教育総務費に、道仏小学校スクールバス運行委託料1,476万2千円、社会教育費に、PCB廃棄物処理に係る経費として1,305万3千円、保健体育費に、オリンピック聖火リレーに係る経費として568万1千円等を計上しており、構成比10.1%の5億6,291万4千円としております。

公債費は、構成比13.4%の7億4,255万5千円としております。

以上、申し上げました歳入歳出予算につきまして、性質別に分類しますと、義務的経費は、前年度比1.3%減の26億8,938万9千円となり、予算総額に占める割合は48.5%となります。

次に、投資的経費は、前年度比47.4%減の3億794万8千円となり、予算総額に占める割合は5.5%となります。

次に、物件費や補助費等その他の経費は、前年度比8.1%増の25億5,266万3千円となり、予算総額に占める割合は、46.0%となります。

第2表債務負担行為は、はしかみハマの駅あるでい～ばの指定管理を、令和7年度まで継続するためのものであります。

第3表地方債は、道路整備事業、第3分団屯所整備事業、臨時財政対策等、合わせて3億1,510万円を起こすものであります。

議案第16号 令和3年度階上町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億266万5千円とするものであります。

第1表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、国民健康保険税に2億7,224万1千円、県支出金に10億1,529万9千円、繰入金に2億1,181万5千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費に1,240万5千円、保険給付費に10億938万4千円、国民健康保険事業費納付金に、4億6,138万8千円、保健事業費に1,488万9千円等を計上いたしました。

議案第 17 号 令和 3 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,628 万 9 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、使用料及び手数料に 857 万 7 千円、繰入金に 3,531 万円等を計上いたしました。

歳出につきましては、施設管理費に 1,076 万 3 千円、公債費に 2,494 万 7 千円等を計上いたしました。

次に、第 2 表債務負担行為は、公営企業会計移行委託料を、令和 5 年度まで継続するためのものであります。

第 3 表地方債は、公営企業会計移行事業に係る 240 万円を起こすものであります。

議案第 18 号 令和 3 年度階上町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13 億 4,584 万 7 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、保険料 3 億 683 万円、国庫支出金 3 億 1,378 万 3 千円、支払基金交付金 3 億 4,317 万 4 千円、県支出金 1 億 8,375 万 4 千円、繰入金 1 億 9,770 万 7 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費 1,381 万 5 千円、保険給付費 12 億 3,980 万円、地域支援事業費 5,597 万 3 千円、予備費 3,565 万 7 千円等を計上いたしました。

議案第 19 号 令和 3 年度階上町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 2,078 万 7 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、国庫支出金に 5,380 万円、繰入金に 1 億 3,740 万 9 千円、町債に 8,520 万円等を計上いたしました。

歳出につきましては、施設管理費に 4,877 万 6 千円、公共下水道事業費に設計及び工事費などとして 1 億 3,285 万 2 千円、公債費に 1 億 891 万 9 千円等を計上いたしました。

次に、第 2 表債務負担行為は、公営企業会計移行委託料を、令和 5 年度まで継続するためのものであります。

第 3 表地方債は、公共下水道事業、公営企業会計移行事業、合わせて 8,520 万円を起こすものであります。

議案第 20 号 令和 3 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 5,159 万 6 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、保険料に 8,414 万円、繰入金に 5,856 万 6 千円、諸収入に 886 万 9 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費に 1,358 万 1 千円、後期高齢者医療広域連合納付金に 1 億 2,713 万円、保健事業費に 1,051 万 5 千円等を計上いたしました。

議案第 21 号 町道路線の認定及び廃止について、ご説明申し上げます。

本案は、町道の路線を認定及び廃止するため提案するものであります。

議案第 22 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、構成団体の減少により規約を変更するため提案するものであります。

議案第 23 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、構成団体の減少による規約の変更及び規約の所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第 24 号 階上町教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、教育長の任期満了に伴う後任の教育長を任命するため提案するものである。

議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 27 号及び議案第 28 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を、ご説明申し上げます。

本案は、委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるため提案するものであります。

最後に、議案第 29 号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程における質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重に御審議のうえ、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

○議長（林貢君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会期間の決定

- 議長（林貢君） お諮りいたします。
議事の都合により、3月8日の1日間、休会といたしたいと思えます。
これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、3月8日の1日間、休会とすることに決定いたしました。
-

◎散会の宣告

- 議長（林貢君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
次の会議は、3月9日午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻午前10時48分）

令和3年第2回階上町議会定例会会議録

(第2号)

令和3年3月9日(火曜日)

令和3年第2回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和3年3月9日 午前10時00分開議

日程第1 請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願

日程第2 一般質問

- 6番 上道二三男君 (1)復興国立公園階上岳の冬山登山者の安全安心対策について
(2)町消防団第三分団屯所の進捗状況について
- 1番 下沢 育男君 (1)新型コロナウイルス感染拡大に係る町独自の支援事業について
(2)新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について
(3)防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進について
- 3番 荒谷 憲輝君 (1)東部地区小学校の閉校後の扱いについて
(2)町職員の働く環境について
- 13番 郷州 公典君 (1)再生可能エネルギー（太陽光発電）取組の推進
(2)JR階上駅からの階上海岸までの最短誘客通路の設置について
- 2番 寅谷 正君 (1)「広報はしかみ」全世帯配布の件について
(2)改めでの「職員の勤務実態」の再把握について
(3)定年退職者等の意欲的な農業(漁業・林業)再チャレンジ者等への農業機械等の貸し出し援助システムの設置について
(4)平和関係事項について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番 下 沢 育 男 君	2番 寅 谷 正 君
3番 荒 谷 憲 輝 君	4番 大 下 修 君

5番	小松雅彦君	6番	上道二三男君
7番	長根岩夫君	8番	森榮吉君
9番	濱谷貴樹君	11番	百目木和俊君
12番	大江和夫君	13番	郷州公典君
14番	林貢君		

欠席議員（1名）

10番 松尾國治君

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	丸岡博君	総務課長	野沢雅浩君
総合政策課長	濱浦幸夫君	税務課長	佐京実君
町民生活課長	日影百合子君	健康福祉課長	長根清子君
産業振興課長	引敷林広貴君	建設課長	上静志君
教育課長	濱浦孝子君	会計管理者	澤田充君
農業委員会 事務局長	地代所誠君	代表監査委員	三上孝八君

職務のための出席者

議会事務局長	西山圭一君	庶務GL	下平有香君
総務課主査	花生智紀君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎請願第 1 号議題、委員会付託

○議長（林貢君） 日程第 1、請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願の件については、会議規則第 92 条の規定により、総務財政常任委員会に、付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号の件は、総務財政常任委員会に付託することに、決定いたしました。

◎一般質問

○議長（林貢君） 日程第 2、一般質問を行います。

順次質問を許します。

6 番、上道二三男君の質問を許します。

○6番（上道二三男君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 6番、上道二三男君。

○6番（上道二三男君） 6番、上道二三男君です。（上道議員登壇）

6番、上道二三男君です。3月定例会に一般質問の機会をいただき、感謝申し上げます。初めに、マスクを外しての質問をお許し願いたいと存じます。

新型コロナウイルスの影響により、生活様式が大きく変化しました。私は、数年前から町民プールで水中ウォーキングをしていましたが、利用できなくなり、昨年5月からは階上岳に毎週出掛けて、健康維持に努めています。これまで気づかなかったことが、現実のものとなり、今回の質問に至りました。それでは通告に従い、質問を始めさせていただきます。

初めに復興国立公園階上岳の冬山登山者の安全安心対策の件について伺います。

コロナ禍における運動不足解消もあってか階上岳登山者は、日を追うごとに増えている状況に見受けられます。冬山登山の初心者、高齢者の安全安心対策は整えられているのか伺います。

登山道の雪は、多くの登山者に踏み固められ、アイスバーン状態で、皆さんアイゼンという爪を付けて滑らないように注意をしながら登山を楽しんでいますが、初めて登る方は準備不足もあり、危険だと思える登山者もいます。

12月初めに車道のゲートが閉じられ、車の往来が出来ない中、今年度の雪は早く積雪量も多く、更に低温が重なり車道を車で登るのは、困難な状況にあります。このような中、登山者のケガや体調悪化が発生し救急要請が生じた場合は、大変時間が掛かることが懸念されます。ゲート前まで救急車が来ても、そこから先の対策はなされているのか不安です。

仮に、スノーモービルを使えば、車道と登山道が交わる地点が数か所ありますので、救助に要する時間は大幅に短縮されると思います。八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部や階上分署と連携して、救助体制を整えられないものか、復興国立公園階上岳の冬山登山者の安全安心対策を進めていただきますようお考えを伺います。

次に、町消防団第3分団屯所の進捗状況について伺います。

この屯所の新築予定地は、年末に敷地の造成工事が済み、盛土を落ち着かせている状況に見受けられますが、地域住民からはいつごろ建つのか、との声もあります。

進捗状況をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（上道議員降壇）

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） それでは、上道議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、復興国立公園階上岳の冬山登山者の安全安心対策の件であります。階上岳における登山者への安全対策につきましては、町が作成した登山マップに「登山の際の注意事項」及び、赤コース・緑コースなどの登山道や、「みちのく潮風トレイルコース」を掲載し、登山の安全を呼び掛けるとともに、登山道に、コースが明確に確認できるように、「案内表示」や「迷い防止のための目印リボン」などを設置しております。

また、1年を通して登山者が「休憩や避難」の場所として利用できるように、階上岳8合目に、「避難小屋」と「大開平休憩所」を、また9合目付近には、「つつじの森休憩所」を整備して、登山者の安全確保に資するように努めております。

議員ご案内のとおり、三陸復興国立公園の指定や近年の健康志向の高まりなどによって、階上岳を訪れる方は年々増加傾向にあり、冬期間においても同様の傾向が見受けられております。

このような中、階上岳における登山者のケガ等による救助活動につきましては、緊急要請を受ける消防署の救助事案での対応となりますので、救急隊、消防隊、救助隊が出動することとなります。冬山においては、積雪により救助活動が困難となることから、「八戸広域市町村圏事務組合消防本部」からは、県防災ヘリコプター「しらかみ」の出動要請のほか、通報内容によって遭難が予想される場合は、警察署、町、町消防団及び山岳遭難防止対策協議会と協議しながら、対応にあたるとの見解を伺っております。

ご質問のスノーモービルの導入につきましては、救助活動全般の中で、先遣隊としての有用性は高いとしつつも、体制の構築や救助技術の習得など、様々な場面を想定した課題を整理しなければならないとの消防本部の見解でございます。

このことも踏まえながら、救助活動におけるスノーモービルの導入につきましては、利用も含め、今後、消防本部と協議を行いながら、検討してまいりたいと考えております。

また、登山者に対しては、冬山登山における「事前の心構え」や「装備」のほか、冬山登山の「危険性」も十分に認識していただくよう、今後も環境省をはじめとする関係機関及び関係団体と連携を図りながら、周知及び注意喚起の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、町消防団第3分団屯所の進捗状況についての件であります、議員ご案内のとおり、移転新築用地につきましては、令和元年11月に、地元から移転候補地の要望を受け、中央体育館敷地内に決定し、昨年12月末で造成工事を終え、現在、盛土となった用地を落ち着かせているところでございます。

今後の予定としては、令和3年度において、消防車両の出入り口として県道に新たに設置する取付道路について、青森県と協議を行った後、速やかに屯所移転新築工事に取りかかり、令和3年10月の完成を目指しているところでございます。

以上でございます。(町長降壇)

○6番(上道二三男君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 6番、上道二三男君。(上道議員起立)

○6番(上道二三男君) 6番、上道二三男です。

詳しく、分かりやすい答弁をいただき、ありがとうございます。

消防本部の見解を得るため、わざわざ足を運んでいただき、感謝申し上げます。

今後、協議を行いながら検討してまいりたいとお考え、ありがとうございます。

階上町は、青森県の最東端に位置し、復興国立公園階上岳があります。冬は、特に空気が澄んで天気の良い日には、八甲田連峰の左の裾野に白く小さく岩木山を見ることができます。

冬山登山者の安全対策が整い、階上岳に来ていただくことを願っています。

次に2問目の件です。県道に新たに設置する取付道路について、県と協議を行ったのち、速やかに取り掛かっていただけるとのことで進捗状況がよく分かりました。

八戸市からまっすぐに階上岳へ向かう県道の通りに面したこの場所は、今後、山手地区、並びに復興国立公園階上岳の防災拠点として活躍が期待されます。10月の完成を目指して、何かとご苦労かとは思いますが、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。(上道議員着席)

○議長(林貢君) 以上で6番、上道二三男君の質問を終わります。

1番、下沢育男君の質問を許します。

○1番(下沢育男君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 1番、下沢育男君。

○1番（下沢育男君） 1番、下沢育男です。（下沢議員登壇）

おはようございます。1番、下沢育男です。

3月定例会にあたり、質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。まだまだ続く新型コロナウイルスですが、感染された方、亡くなられた方々にお見舞い及びお悔やみを申し上げるとともに、早く収束することを願っております。

また、先月発生しました宮城県・福島県沖地震の被災者に対しましても、併せてお見舞い申し上げたいと思います。それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

1つ目は新型コロナウイルス感染拡大に係る町独自の支援事業について。

昨年の1月から1年以上続き、収束の気配が見えない新型コロナウイルスですが、医療現場の方々の頑張りで持ちこたえている状況が続き、現在は減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染対策支援事業として、国では全国民へ特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金など経済的に有効に活用されました。また町独自の支援事業として、全町民への支援事業、町内事業者への支援事業、医療福祉事業者への支援事業、子育て世帯への給食費無料化支援事業など各事業を行ってまいりました。町独自の4つの支援の柱とした6つの事業と追加支援事業6事業について、事業完了報告されたものは除いて、以下の事業実績と効果をお伺いいたします。

1つ目は、全町民の元気創出と町内消費需要喚起、更に18歳以下の子どもへの特別な子育てへの上乗せ支援を盛り込んだ「はしかみ応援振興券事業」、予算は約7,200万円に対しての実績と発効に対して未使用券はありますか、お伺いいたします。

2つ目は、町商工会からの情報を踏まえ、地域の経済が回る仕組みへの支援策として、新規雇用を創出するための「緊急雇用創出事業」、約1千万の予算、まだ年度末までの事業ですが、現在の雇用人数と雇用賃金はいくらでしょうか。

3つ目は、事業者の負担を少しでも軽減するために全ての業種を対象に固定経費の補填をするため「町内事業者支援金給付事業」、約4,950万円の予算、一律15万円、予定事業者330店に対しての実績はどのようになっていますか。

4つ目は、こきぼ事業者が、すいません、間違えました、訂正いたします。4つ目は小規模事業者が日本政策金融公庫からの融資の際に支払う利子分の「利子補給事業」、対象件数と補給金は。また、年度末予定はどのようになっていますか。

5つ目は、児童生徒に端末1人1台整備と校内通信ネットワーク整備、すいません。「GIGAスクール構想事業」、端末について8月31日入札、ネットワーク整備は9月1日契約、合わせて事業費9,354万8千円と報告を受けましたが、入札金額と

契約金額、納入及び整備月日をお伺いいたします。

6つ目は、「小中学校エアコン設置事業」、予算は2億 1,700 万 3 千円、11 月上旬の契約金と設置完了予定はいつですか、いつでしょうか、お伺いいたします。

7つ目、道の駅はしかみ屋内トイレを新型コロナウイルス感染症対策として改修する、「ふるさとにぎわい広場内トイレ改修事業」、1,804 万 3 千円の事業費と事業完了日はいつでしょうか、お伺いいたします。

最後に、新型コロナ関連事業総括として、色々事業を行ってまいりましたが、町民生活、町内事業経済に関して有効な事業であったこと、少し不足したこと、十分に行き届かなかったこと等、町の検証をお伺いいたしたいと思っております。

続きまして、新型コロナワクチン接種体制確保事業について、お伺いいたします。

国では、2月中旬から医療従事者等を先行接種しており、その後4月以降に65歳以上及び一般の人に接種の予定です。当町も同時期からと予想されますが、まだ、ワクチンの入荷日と配布本数が確定していない状況で計画の策定はできません。各自治体など模擬会場を開設して試験的に実施しており、医師等医療従事者、会場の確保等問題が多発しております。しかし、接種日が確定しなくても基本的体制を整備して対応していかなければなりません。そこで、町の体制整備を検討されていると思いますが、現在報告できる範囲内でお伺いいたします。

3点目として、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進について。

災害時に決壊し、人的被害等を与える可能性がある「防災重点農業用ため池」が全国約6万4千か所、青森県内は423か所となっております。豪雨災害による農業用ため池の決壊事故が相次ぎ、国が選定基準を見直したことなどを受け、大幅に追加されました。県が改定した改修事業計画では、すべての工事着手の目標を10年以内とし、計画的に安全対策を進めていく方針です。

ため池は農業用水を貯める施設で、県内は1,706か所に設置しております。中には、築造から300年以上経過したと推定されるため池も多数あります。老朽化に対する改修事業の必要性が議論されているところです。決壊事故は、近年全国各地で発生し、事故の巻き添えで付近の住民が亡くなったケースも見られます。青森県内でもここ10年以内で、11か所のため池が決壊し、下流で大きな被害が発生しております。

国の選定基準の見直しでは、貯水量に応じて決壊時の浸水区域を設定し、区域内に家屋や公共施設があるため池を対象とし、県は見直しによって防災重点農業用ため池に該当する箇所を、詳細に調査した結果423か所確定して優先的に改修が必要なため池の情報を各自治体へ提供するほか、2020年度中にため池の市町村別ハザードマップの作成を完了し、危険度の高い池から、高いため池から順番に工事を進

めたい考えです。

そこで、町内には決壊、人的被害等恐れのある農業用ため池は何か所存在しますか。また、万が一、それらのため池が決壊し想定される被害はどの程度であるのか、その対策として町ではどのような対策を検討しておりますか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。（下沢議員降壇）

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） それでは、下沢議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、新型コロナウイルス感染拡大に係る町独自の支援事業についての件であります。議員ご案内のとおり、町では、新型コロナウイルス感染症に対する独自支援策を、昨年の緊急事態宣言直後から実施しており、「GIGA スクール構想事業」など、3月末までを事業期間としているもの以外は、概ね完了している状況にあります。

議員ご質問の「事業実績」につきましては、各事業の担当課長から答弁させますので、私からは、全体的な事業の「効果」と「検証」について、お答えをいたします。

まず、町が取り組んだ独自支援策は、町民の皆様の消費需要喚起、商工業者の情報を踏まえた町内の経済が回る仕組み対策や、給食費の無償化などのいわゆる経済的な支援策と学校におけるエアコンや児童生徒へのタブレット端末などの教育環境の整備、また検温システム設置や避難所備品の整備といった「新たな生活様式」に対応した支援策が、主なものとなっております。

事業のいずれもが、町内経済や町民生活に不可欠であったと認識しており、特に町内業者への支援給付事業は、1回目の「緊急事態宣言」直後の町内経済の下支えができ、また商工会からも「ありがたい事業であった」と話をいただいていることから、大変効果が高かったと感じております。

一方で、「はしかみ応援振興券事業」は、利用できなかった方もおられることから、残念であったと思うところもあります。

また、将来の階上町を担う児童生徒の皆さんに対して、安心して安全な学習環境を整備できたことは、「新たな生活様式」でこれから生活する中において、極めて重要な支援策であったと考えております。

本来であれば、今の時期は、国の「Go To トラベルキャンペーン」などによって、

需要が生まれ、町内業者もその効果で売り上げが向上し、コロナ禍の中でも以前と同じ生活ができる状況に戻るだろうと期待をしておりましたが、報道されており第3波の感染拡大により、そのキャンペーンも停止となり大変残念な状況にあります。

このように、本町における独自支援策を検証しますと、一定の効果があったものと認識をしておりますが、国などの事業が滞っている現状においては、その効果が十分に達成されていないとも思われます。

今後においても、これまでと同様に国や県の動向を注視しつつ、関係機関等からの情報を重要な判断材料として、本町にとって必要な支援策を検討していく必要があると認識しております。

次に、2点目の、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業についての件ですが、町では、町民が安心、安全に、新型コロナウイルスワクチンを接種できる体制の構築のため、2月10日に健康福祉課内に「新型コロナワクチン接種対策室」を設置したところであります。

具体的には、接種の際に使用する「接種券」の発券や「予約相談専用コールセンター」の開設について、準備を進めております。

また、接種の体制については、普段の健康状態を把握している「かかりつけ医」による「個別接種」と「集団接種」の併用を進めたいと考えております。町内2医療機関については、了解をいただいております。更に八戸市内の医療機関については、八戸市医師会等に協力依頼をして、連携調整を行っております。

集団接種についてですが、場所は、ハートフルプラザ・はしかみを予定しており、対応の仕方については、町内医療機関のご協力を頂き、シミュレーション等により課題を整理し、接種当日に備え、準備を重ねております。

今後は、国の指示やスケジュールを注視しながら、詳細が分かり次第、優先順位に従い、対象者の方に個別通知をし、併せて、広報紙やホームページ等を活用して、具体的な接種計画について町民への情報発信に努めてまいります。

次に、3点目の、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進についての件ですが、議員ご案内のように、西日本豪雨など全国的に頻発する集中豪雨により、農業用ため池が決壊する事故が相次いで発生したことから、全国規模で防災重点ため池の選定基準を見直し、「浸水想定区域図」を作成することとなっております。

これを受け、町で「浸水想定区域図」を作成したところ、町内には、防災重点ため池が、8か所あり、決壊時に被害が想定されるため池について、水深50cm以上は床上浸水、50cm未満は床下浸水として分類されます。

決壊時に、人家への床下浸水の被害が想定されるため池は、3か所で、人家4棟、

床上浸水被害が想定されるため池はございませんでした。

また、国道等主要な道路や鉄道などの公共施設に浸水被害が想定されるため池は、50cm以上の浸水が、3か所で、50cm未満については、1か所となっております。

このことから、町では、ため池の管理者に対し、平成27年度に県で作成した「ため池管理マニュアル」を配布し、日常管理の重要性の周知を図るとともに、現在、作成を進めているハザードマップにより、ため池管理者や浸水想定区域内に居住の方々などに、避難経路などの情報を提供し、安全な避難行動に役立てていただくこととしております。

また、県では、議員ご案内のように、「防災重点ため池に係る防災工事等推進計画」の策定を進めており、町でも動向について注視し、計画、対策を検討することとしております。

以上でございます。(町長降壇)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) それでは、下沢議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1点目の新型コロナウイルス感染拡大に係る町独自の支援事業の件に関する、「はしかみ応援振興券交付事業」等につきまして、お答えをいたします。

初めに、1つ目の「はしかみ応援振興券交付事業」の実績についてであります。交付対象者は、令和2年5月8日基準日におきまして、住民基本台帳に記録されている方としており、発行予定額は、7,205万8千円でありました。

しかし、基準日以降、振興券の交付をするまでの間に転出又は死亡した方を除くことになっており、最終的には発行した総額については7,194万円で、6,939万8千円の実績となっております。

また、未使用枚数の件でございますが、発行枚数7万1,940枚に対し、未使用枚数は2,542枚であります。

次に、3つ目の「町内事業者支援金給付事業」であります。令和2年6月1日から7月31日までの申請受付期間とし、給付要件を満たした町内事業者へ、事業経営に要する固定経費に対し給付したものでございます。

実績は、給付件数が434件、給付総額は6,510万円であります。

次に、4点目の「小規模事業者経営改善資金利子補給事業」でございますが、こ

ちらは、日本政策金融公庫の融資制度「通称マル経融資」に係る利子を補給する事業であります。

この制度を立ち上げた後に、国の支援内容が拡充をされ、売上高が5%から15%以上減少している小規模事業者に対し、全額利子補給する事業が発出されました。

ほとんどの事業者が、この制度を利用しているために、町の制度を利用される事業者は、現在のところございません。

また、年度末予定についてであります。3月31日までに融資決定されたものに、適応されることとなっております。現在のところ、問い合わせはございません。

次に、7点目の「ふるさとにぎわい広場内トイレ改修事業」の事業費と事業完了日の件であります。事業費につきましては、階上町ふるさとにぎわい広場内トイレ改修工事費として1,575万2千円、改修工事に係る設計・監理業務委託費として、216万7千円、計1,791万9千円で、事業は令和3年2月19日に完了いたしまして、2月20日から供用開始しております。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは、下沢議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1点目の新型コロナウイルス感染拡大に係る町独自の支援事業の件に関する、2点目の「緊急雇用創出事業」につきまして、お答えいたします。

緊急雇用創出事業は、コロナ禍によって町内の離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者などの失業者及び就業待機者に対し、短期の雇用機会を創出するため実施しております。

雇用人数につきましては、累計で5名、現在4名を雇用しております。

雇用賃金につきましては、労働保険料等を含め、1人当たり月額20万円程度を受託者より支給し、事業費を800万円と見込んでおります。

以上でございます。(建設課長着席)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、教育課長、濱浦孝子さん。

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ。（教育課長起立）

それでは、下沢議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1点目の新型コロナウイルス感染拡大に係る町独自の支援事業の件に関する、5つ目の「GIGA スクール構想事業」及び6つ目の「小中学校エアコン設置事業」につきまして、お答えいたします。

初めに、GIGA スクール構想事業に係る「タブレット端末購入事業」でございますが、議員ご案内の9,354万8千円は予算総額でございます。

契約額につきましては、令和2年9月議会定例会でご承認いただきました4,672万8千円で、変更はございません。

タブレット端末は、各小中学校へ2月15日、16日に納品されております。

次に「情報通信ネットワーク環境整備事業」でございますが、契約額2,611万4千円と、こちらも当初から変更はございません。工期の3月26日をもって、完了となる予定でございます。

次に「小中学校エアコン設置工事」についてでございますが、議員ご案内の2億1,700万3千円は、設計監理委託料と工事請負費の合計予算額でございます。

設計監理委託料の契約額は、872万3千円でございます。工事請負費契約額につきましては、変更契約を行っており、6校分で1億4,751万円でございます。

これは、令和3年度からの特別支援学級の増など、エアコンの追加や現地精査の結果、施工方法に変更が生じたことによるものでございます。

完了予定でございますが、室内機、室外機とも取り付けは終わっており、キュービクルや電気配線等の作業が残っております。

進捗率は約70%となっており、こちらも3月26日の工期をもって完了となる予定でございます。

以上でございます。（教育課長着席）

○1番（下沢育男君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、1番、下沢育男君。（下沢議員起立）

○1番（下沢育男君） ハイ、1番、下沢育男です。

詳しいご説明、町長及び各課長の方々から大変ありがとうございました。

ちょっとあの、2点ほどまた質問ということで、ワクチン接種に関しましてはまだ未確定な部分が大変ありますので、なんですけども、ワクチン接種に向けて関連業務を担う対策室を設置いたしたということではありますが、その中でコールセンタ

ーには医学的に相談支援できる保健師、あるいは看護師等の医療従事者の配置は考えておりますか、1点お伺いいたします。

2点目としましては、先ほど防災重点農業用ため池が8か所あるということで報告を受けました。その8か所の劣化状況、地震、豪雨体制による決壊の危険度の評価はどのような方法で行っておりますか。

2点ほど質問お願いいたします。(下沢議員着席)

○健康福祉課長(長根清子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、健康福祉課長、長根清子さん。(健康福祉課長起立)

○健康福祉課長(長根清子君) それでは、下沢議員の再質問にお答えいたします。

町で開設するコールセンターでは、主に接種予約のほか、場所や接種券に関する相談を想定してございますが、議員ご案内のとおり医学的内容を伴うものも想定されますので、既に新型コロナワクチン接種対策室設置後から相談を数件受けております。この相談については、3名の保健師により対応してございます。今後もコールセンターと連携し、対応していく計画でございます。

一方で、接種後の副反応などに係る内容で町の対応が困難な場合は、県が設置するコールセンターをご案内し、関係機関と連携しながら必要な情報提供を行う予定でございます。

以上でございます。(健康福祉課長着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは下沢議員の質問にお答えいたします。

県では、「防災重点ため池に係る防災工事等推進計画」、こちらの計画を策定して、に向けて進めているところでありますが、それに併せて劣化状況、それから豪雨等への耐久性の評価等、詳細調査も進めているというところであります。

以上です。(建設課長着席)

○1番(下沢育男君) ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、1番、下沢育男君。（下沢議員起立）

○1番（下沢育男君） ハイ、1番、下沢育男です。ありがとうございました。

それでは最後に、支援事業については一定の効果があったということで、特に学校給食費無償化は来年度も無償化の方向で進めていただくことに感謝申し上げます。

また、今年度行った対策事業で継続できる事業、及び新しい支援策事業がありましたら、ご検討も希望いたします。

来年度の最大の事業は、初めての集団接種、コロナウイルスワクチン接種事業ということであると思いますが、国からのワクチン供給が未定での事業となりますが、最後に公平かつ迅速な実施をお願いいたします。

また、防災重点農業用ため池については、近年頻繁に大型台風や大雨が発生しておりますので、早期かつ確実に安全安心な地域を実現するよう、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上、質問と要望を終わらせていただきます。ありがとうございました。（下沢議員着席）

○議長（林貢君） 以上で、1番、下沢育男君の質問を終わります。

3番、荒谷憲輝君の質問を許します。

○3番（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 3番、荒谷憲輝君。（荒谷議員登壇）

○3番（荒谷憲輝君） 3番、荒谷憲輝です。（荒谷議員登壇）

3番、荒谷憲輝です。3月定例会での質問の機会を与えていただいたことと日頃より町の発展や町民の安心安全な生活のためにご尽力いただいている方に感謝するとともに、1年以上にわたり日常の生活様式や社会情勢に変化をもたらし、爆発的な感染力と生命の危機を脅かす新型コロナウイルス感染症で苦しんでおられる方々にお見舞いを申し上げながら、4月より段階的に実施されるワクチン接種が感染症対策の出口を見出すこととなるよう願っております。

また、東日本大震災発生から約10年経過しながらも、いまだに復旧、復興がかわらず、避難や苦しんでいる方々、さらには2月13日に発生した福島県沖地震は東日本大震災の余震ともいわれており、被害を受け、コロナ禍でもあることから重複災害に見舞われた方々にもお見舞いを申し上げながら、1日でも早く平穏な生活を送

ることができますように重ねてお祈りいたします。

それでは通告に従い、質問させていただきます。

本年4月より、町東部地区小学校の統合により、大蛇、小舟渡両小学校は時代に、失礼しました。両小学校は110と余年という長い歴史を築き、伝統を守り、優秀な人材を輩出しながら、地域のシンボリック的存在としてありながらも、閉校により幕を閉じることとなり、当該地域では関係者において断腸の思いであり、現在の社会情勢においての英断であると思いつつも、過去が現在を構築し、現在の努めが未来を創ると考えれば、将来を見据えた早期の対応が重要であり、着実に取り組んでいく大切さを感じております。

廃校施設の管理や利活用は、周辺地域の治安や景観悪化への懸念等により、周辺地域の総合的価値を問われる可能性もあることや、他自治体では廃校時に新たな利活用方策が決定されていることや、未定ではあるが、地域住民から保存や活用の要望があることから確認を含め、今後の地域の発展や地域住民の不安を取り除くためにも閉校後の学校施設の取り扱いについて、お伺いいたします。

1つ目に、町の発展や地域の活性化等、有効活用を図るための基本方針や利活用検討のために準備委員会等の設置を予定されていると思っておりますが、地域性の考慮や専門的な知識を要することでもあるため、メンバー構成とスケジュールをお伺いいたします。

2つ目に、閉校後の校舎は無人施設となり、老朽化に伴う危険箇所の取り扱いや閉校施設が適正に管理されにくくなることでの獣害対策や周辺の治安、景観悪化対策の管理方法や維持、保全管理の費用をお伺いします。

3つ目に、国庫補助金、補助事業を活用された学校施設ですが、利活用や売却がなされない場合は、解体、撤去となることや施設のあり方について共通認識を確保しつつ、町や町民のニーズに合致した多様な利活用を検討されるためにも、財産処分の手続きや補助事業完了等における補助金返還の条件をお伺いいたします。

4つ目に、各種補助事業を活用されている学校教育備品や設備等の財産の所管替えや普通財産への切り替え等も考えられるために、手続きと扱いや補助金返還の条件をお伺いいたします。

次に、町職員の働く環境についてですが、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応した条例、制度が施行されることや福祉事業等では定期的に条例、制度が改正されつつあることで、自治体として施策や事業の事務が増え続ける中、改正労働基準法の働き方改革を推進する法律案が、2019年4月より施行され、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公平な待遇の確保を主軸とされ、残業時間の上限、規制、勤務時間のインターバル、1人、1年当たり5日間

の年次有給休暇の取得、労働状況の把握、フレックスタイム制の拡充、高度プロフェッショナル制度の新設と見直されたわけですが、働き方改革は残業時間の減少や休暇が取得できるようになることで、組織体制や社会情勢が変化しつつある中でも職員が協力し、効率化と公平化を図り、働きやすい環境を整備することでダイバーシティの推進につながり、質の高い行政サービスを提供する目的であると考え、時間外労働の上限においては、原則ひと月当たり 45 時間、年 360 時間とし、特別な労使の合意時では、年 720 時間、複数回平均ひと月 80 時間、ただし6か月以内。更にひと月 100 時間以上超えることはできないとされました。

行政サービスに努めながら、災害時やコロナ禍における対策等、多種多様で煩雑な状況においての町職員の労働環境を確認したいと思います。

1 つ目に、町職員の時間外労働・深夜労働・休日出勤・代休の基準をお伺いいたします。

2 つ目に、改正労働基準法施行前後、2018 年から 2020 年の各年における、町職員の時間外労働・深夜労働・休日出勤数の推移、また、代休の日数をお伺いいたします。

3 つ目に、改正労働基準法施行前後 2018 年から 2020 年の各年における、時間外労働・深夜労働・休日出勤及び代休を最も多く取得している部署において、年間取得時間及び取得日数をお伺いいたします。

4 つ目に、改正労働基準法施行前後 2018 年から 2020 年の各年における、職員の有給休暇の平均取得日数と部署ごとにおいて最も少ない有給休暇の平均取得日数、また、個人の最低の取得日数、併せて、特別休暇のうち育児休暇の取得状況についてもお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。(荒谷議員降壇)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長(浜谷豊美君) それでは、荒谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の、東部地区小学校の閉校後の扱いについての件ですが、詳細につきましては、担当課長のほうから後ほど答弁させますけども、私からは「廃校後の利活用について」お答えをしたいと思います。

令和元年 12 月議会定例会においての森議員への答弁と重複するところもあると思いますが、両校とも「津波浸水区域」に立地しておりますが、潮の香りと見晴ら

しが魅力的な場所であります。

活用にあたっては、災害時対応の制限も考慮しなければなりませんので、検討の際は、広く意見を求めていく必要があると考えております。

このことから、文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」等の情報も参考にしながら、ホームページ等で多くの民間企業等への情報提供をし、施設の状況を踏まえた上で、公的利用、また民間的利用、そして地域的利用、またはそれらの複合的利用など、空き校舎の有効活用を早期に検討してまいりたいと考えております。

次に2点目の、町職員の働く環境についての件であります。町職員の働く環境につきましても、「第6次階上町行財政改革実施計画書」に基づいて、新年度において課の再編を行い、「人員配置の適正化」や「事務事業の見直し」などの検証をしながら、働きやすい職場環境の整備に努めていくこととしております。

詳細につきましては、後ほど、担当課長より答弁させます。

以上でございます。(町長降壇)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、教育課長、濱浦孝子さん。

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ。(教育課長起立)

それでは、荒谷議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1点目の東部地区小学校の閉校後の扱いについての件につきまして、お答えいたします。

1つ目の活用検討委員会等についてでございますが、「階上町有財産活用等検討委員会」の委員につきましては、階上町附属機関に関する条例において、「町議会の議員、町教育委員会の委員、町農業委員会の委員、町固定資産評価審査委員会の委員、学識経験を有する者等10人以内で構成」されることとなります。

スケジュールについては、これからの検討となりますので、早めに計画を立てて進めてまいりたいと考えております。

次に2つ目の、管理方法等についてでございますが、閉校後も校舎内には備品等があり、教職員等が出入りすることとなるため、警備保障を継続いたします。

また、4月以降は学校に人がおりませんので、遊具が使えないようにロープをかけたり、玄関付近についても立入禁止等の表示をして管理していきます。

なお、維持管理費用として、2校合わせて約240万円を当初予算に計上しております。

次に3つ目の、解体や利活用手続き等についてでございますが、両小学校とも、平成12年度以前の鉄筋コンクリート造りですので、処分期限は60年となり、その期間内での財産処分については、文部科学大臣の承認・財産処分手続きが必要となります。

なお、閉校した学校を有償で転用する場合は、国庫納付金というものが発生いたします。

一方、無償で転用・取り壊し等を行う場合は、補助事業完了から10年以上経過しておりますので、国庫納付金を要さない取り扱いとなり、報告をもって承認とみなされます。補助金の返還はございません。

最後に4つ目の、備品所管替え手続き等についてでございますが、校舎の中にはまだ移動すべき備品等が多くあり、それらの運び出しには概ね1年かかると見込んでおります。

そのため、整理がつくまでの当面の間は、教育委員会が管理し、その後において教育委員会の「行政財産」から町部局の「普通財産」に、教育委員会が町部局の総合政策課へ所管替えしていくこととなります。備品は補助年限内に廃棄はいたしませんので、補助金返還対象は無いと考えております。

以上でございます。(教育課長着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

それでは、荒谷議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2点目の町職員の働く環境についての件につきまして、お答えいたします。

1つ目の、町職員の時間外労働・深夜労働・休日出勤の基準・代休の基準についてでございますが、「労働基準法」により、時間外労働とは、法定労働時間を超えて労働した時間、深夜勤務とは、午後10時から午前5時までの時間、休日労働とは、法定休日に労働した時間と定義されており、これらの時間に勤務を命ずることができるのは、災害等その他避けることのできない事由や、公務のために臨時の必要がある場合となります。

本町におきましても、労働基準法に基づいて勤務を命令しており、その運用につきましては、平日の場合は時間外勤務命令、土日・祝日の場合は基本的に「週休日

の振替」や「代休」を取得させておりますが、1日に満たない勤務時間となる場合は、4時間未満は時間外勤務を命令し、4時間の場合は半日振替または半日代休、4時間を越えた場合は半日振替または半日代休及び時間外勤務命令の取り扱いとしております。

次に2点目の、改正労働基準法施行前後の町職員の時間外労働・深夜労働・休日出勤数の推移、また、代休の日数についてであります。時間外労働、深夜労働及び休日出勤を合計した全職員の時間外勤務命令時間の推移としましては、2018年度は5,952時間、2019年度は10,421時間、2020年度は1月分までの集計であります。5,401時間となっており、2019年度が大幅に増加している理由は、統一地方選挙において青森県議会議員一般選挙等の4種類の選挙が、一定期間に集中したことによるものでございます。

続きまして、「代休」及び「週休日の振替」の日数については、2018年度は580.5日、2019年度は580日、2020年度は267.5日となっております。

今年度は1月までの日数となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により行事などが中止または規模縮小となり、取得日数が大幅に減少しております。

次に3点目の、改正労働基準法施行前後の各年において、時間外労働・深夜労働・休日出勤及び代休を最も多く取得している部署における年間取得時間及び取得日数についてであります。時間外労働、深夜労働及び休日出勤を合計した時間外勤務命令における1人当たりの年間取得時間で見ますと、2018年度は、税務課において127時間で、これは「確定申告準備及び申告期間」に係るものと、「納税相談窓口」に係る時間が主なものとなっております。

2019年度は、総務課において228.9時間で、これは先ほども述べましたとおり、統一地方選挙における4種類の選挙事務に係る時間が主なものとなっております。

2020年度は、総合政策課において141時間で、これは「国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における特別定額給付金事務」に係る時間が主なものとなっております。

続きまして、代休及び週休日の振替に係る1人当たりの年間取得日数についてであります。2018年度は5.5日、2019年度は5.4日、2020年度は2.5日となっております。

最後に4つ目の、改正労働基準法施行前後の各年における、職員の有給休暇の平均取得日数と部署ごとにおいて最も少ない有給休暇の平均取得日数、また、個人の最低の取得日数、併せて、特別休暇のうち育児休暇の取得日数についてであります。有給休暇のうち、年次休暇は平均取得日数は、2018年は8.8日、2019年は8.1日、2020年は8.8日となっております。

また、最も少ない平均取得日数の課については、2018年は産業振興課で4.5日、2019年も同じく産業振興課で3.7日、2020年は町民生活課で6.5日となっております。

個人の最低取得日数は、各年ともにゼロ日となっております。

次に、特別休暇のうち育児休暇の取得状況については、2018年度は、対象者は5名で合計取得日数は11日、2019年度は、対象者は2名で合計取得日数1日、2020年度は、対象者は1名で取得日数はゼロ日となっております。

以上でございます。(総務課長着席)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 3番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、詳細にわたりご答弁いただきました。ありがとうございます。

答弁の冒頭に、昨年12月定例会での重複される答弁があるとありましたが、その中で早期の検討に努めるとありましたので、町の考えを改めて確認することで町民の方々に周知することも大事だと思いましたので、ご了承いただきたいと思えます。

閉校後の取り扱いの件についてですが、1つ目に廃校施設の建物を利活用される場合において、多様な用途に適した確認と建物の安全性が十分に確保されていることが重要となり、同様の建物を整備するコストを考えれば必要に応じた補修等を行うにしても低減できると考えるわけですが、耐用年数は60年ほどと説明が、答弁がありました。

貸し付けや売却時の制限と廃校施設の各建物や校庭等の扱いが同一でない場合の制限をお伺いいたします。

2つ目に、体育館や校庭等はスポーツ振興や地域コミュニティの場所など町公共施設としての利活用も考えられることや現在学校施設を開放することで利用されている方がいる場合の対応についてと、財産管理の手続きや制限がありましたらお伺いいたします。

3つ目に、学校教育備品の管理や再利用については廃校となるためしばらくは教育課のほうで担当されるとのことですが、備品台帳制作による再利用の優先順位や再利用と廃棄の基準等がありましたら、お伺いいたします。

町職員の働く環境についてですが、1つ目に災害時、失礼しました。災害等、その他の事由や公務のための臨時の必要に応じたの時間外労働・深夜労働及び休日出

勤では、2019年度は地震や台風等の災害や新型コロナウイルス感染症の発生による急速に激変した社会状態や、生活様式の変化による対応が求められたことや12年に1度の選挙イヤーといわれる年度であり、また2020年度はコロナ禍における対策として、課題を抱えながら万全を期しながら確実に行政サービスに努めていただいていることや様々な状況下で複雑かつ多難であることにも理解しながらも、職員全体や個人の時間外労働等の減少、環境改善するための検討や取り組みについてお伺いいたします。

2つ目に、各部署における時間外労働等の1人当たりの平均時間においては、各種施策や各種事業の事務や各種行事等の執行に係ることは理解しながら、庁舎内での各部署の時間外労働の平準化を検討することで個人間での公平化も図られると思いますので、検討や取り組みについてお伺いいたします。

3つ目に、年次有給休暇の平均取得数は8日から9日とありましたが、全国の地方公務員の平均取得日数は約11日とあり、平均取得日数は低く、各部署における平均取得日数にも差が生じることや年次有給休暇を取得されない職員もおられることは、諸般の事情等もあることと思いますが、年次有給休暇を取得するための検討や取り組みについてもお伺いいたします。

また、特別休暇のうち、女性職員の産前産後休暇、育児休暇や近年では男性職員も育児休暇を取得することでやりがいや充実感を持ちながら働くことができ、職場内や家庭内、地域生活で多様な生き方が選択、実現できる社会の働きやすい環境で個性と能力を発揮する女性活躍社会やワークライフバランス促進につながると考えておりますので、検討や取り組みについてお伺いいたします。

職員は職歴や適性等の違いがあっても、同じ1名となることですので、配属や適性、生産性等も考慮しながら実効性の高い労働環境を整備することで、町や町民のために充実した行政サービスに努めていただけることを希望して、町職員の働く環境についての質問を終わります。(荒谷議員着席)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、教育課長、濱浦孝子さん。(教育課長起立)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、それでは荒谷議員の再質問にお答えいたします。1つ目の建築基準法、開発許可等についてでございますが、建築物用途が学校となっているものは、他の特定建築物と比べ特例扱いで整備されており、建築基準法上、設備が免除されている施設であるため、転用等の場合は用途に応じた改修をするよ

うにと指導されているところでございます。

また、開発行為につきましては、1千平方メートル以上の開発ということですので、校庭を使用してこの規模以上の何かを行う場合には、町の開発指導要綱による申請が必要となります。建物、土地の賃貸、売却について特に制限はございません。建物と校庭を別事業者が使用する場合は、敷地について測量や分筆まで行うのかといったところが懸念されます。

2つ目の体育館等がスポーツ振興に利活用されるにあたっての財産管理としての手続きについてでございますが、学校開放としていた体育館を閉校後も社会体育施設等として継続的に活用する場合、学校教育目的で使用されず社会体育専用の施設となるため、財産処分手続きが必要となります。ただし、1年以内の使用であれば、財産処分手続きを不要としております。

学校開放での用途使用につきましても早期に検討し、方向性を固めてまいりたいと考えております。

3つ目の備品管理等についてでございますが、各学校で整備した備品台帳は教育委員会が引き継ぎ、払い出しの都度記入し、管理を行ってまいります。

再利用の優先順位につきましては、統合先である道仏小学校を最優先とし、続いて町内の小中学校、公共施設を考えているところであります。

また、特に地域の方々からも見ていただき、子ども達が頑張った証である賞状やトロフィーなどは、地区の集会所に飾っていただきたいと考えております。

廃棄の基準につきましては、耐用年数や補助期限を確認しながら使用に耐えないものは廃棄していきます。

以上でございます。(教育課長着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

それでは、町職員の働く環境についての再質問にお答えいたします。

初めに、職員全体や個人の時間外労働等の検証、環境改善するための取り組みについて、及び各部署及び個人間での時間外の平準化に向けた取り組みについての件でございますが、今定例会、議案第1号にも関連いたしますが、令和3年度におきまして、第6次階上町行財政改革実施計画書に基づく行政組織機構の見直しにより、課及びグループの再編を行うこととしております。この再編は、毎年実施しており

まず、各課長からの定員管理に関するヒアリングや、昨年度実施いたしました職員アンケート調査を踏まえ、各課の規模や業務の量、複雑さ、多様さなどを勘案し、行政事務改善委員会において事務の効率化、及び職員の業務負担の軽減などの職場の環境改善についての検討を重ね、取り組んできたものでございます。再編実施後におきましても、引き続き検証を継続しその時々の課題に即した適正な人員配置に努め、職員の時間外勤務の適正化、及び縮減について取り組んでいくこととしております。

次に、年次有給休暇を取得する際の取り組みについての件であります。次世代育成支援対策推進法に基づく令和2年度から5年間の階上町特定事業主行動計画におきまして、令和元年度の職員の年次休暇取得日数が平均 8.1 日であったものを令和6年度までに 12 日へ増加することと定め、年次休暇の計画的利用の推進やリフレッシュ年休の取得促進など各所属長が休暇取得を積極的に働きかけ、職員が希望する時期にできる限り取得できるよう調整を講じるなど、年次休暇取得の促進に取り組んでいるところでございます。

また、女性職員のワークライフバランスの促進に向けた取り組みの件につきましては、子育て中の職員を職場全体が支え合う意識や男性職員も子育てに参加する意識の高揚を進めていくこととし、配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得割合を令和6年度までに 80%とし、また育児休業等の取得率を令和6年度までに男性職員 10%、女性職員 95%と定め、育児休業制度の趣旨の周知を行いながら、職員の特別休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。

今後もワークライフバランスやメンタルヘルス対策を目的とし、毎週水曜日に実施しておりますノー残業デーの徹底を図り、また時間外勤務の実態調査などを実施しながら町職員が働きやすい職場環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(総務課長着席)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、3番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

○3番(荒谷憲輝君) 難しい取り組みでございますが、色々努めていただいていることに大変感激しております。詳しくご説明いただきましてありがとうございます。

閉校後の取り扱いについての件を、少しお伺いしたいと思います。

1つ目に、利活用を考えますと児童数の減少や過疎化による廃校等では、当該行

政区や地域住民による利活用では、施設整備や運用、維持管理も公的資金に依存する傾向にあるといわれますが、地域の活性化や地場産業振興に資することでも広く意見を募り、地域住民との連携を図る施設として考えられます。一方、各種団体や民間企業に情報発信し、廃校施設の転用や既存の条件に適合させ、さらには町の発展や地域の環境等に配慮しつつ、各種補助金の活用を検討し、誘致等にもつなげることも考えられます。

2つ目に、学校教育備品の処分にかかる費用や仕事量を低減することは、望ましいと思いますが、売却処分等の検討も考えられると思いますので、同様に売却にかかる費用や仕事量を含めた収支のバランスを考慮したうえでの、売却による収入の扱いについてお伺いいたします。

廃校施設を利用することで、地方創生の一翼を担うことは可能ですが、最終的に利活用での用途がない時は、維持管理費の削減や周辺地域の治安、景観悪化を考慮しつつ、有利な財政措置を勘案したうえでの更地としての利活用や貸し付け、または売却を含めた検討も必要であると感じながら、全ての質問を終わります。(荒谷議員着席)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、教育課長、濱浦孝子さん。

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ。(教育課長起立)

荒谷議員の再々質問にお答えいたします。

1つ目の廃校施設の活用等についてでございますが、議員ご案内のとおり、町の発展や地域の環境等に考慮しつつ、各種補助事業の活用を検討し、誘致等につなげるなど広く検討してまいりたいと考えております。

2つ目の備品の売却にかかる収入の扱いについてでございますが、こちらは一般会計の財産売払収入となります。

説明は以上でございます。(教育課長着席)

○議長(林貢君) 以上で3番、荒谷憲輝君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

開会時刻は、午後1時15分からいたします。(休憩 午前11時38分)

○議長(林貢君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。(再開 午後1時15分)

13 番、郷州公典君の質問を許します。

○13 番（郷州公典君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 13 番、郷州公典君。

○13 番（郷州公典君） ハイ、13 番、郷州公典です。（郷州議員登壇）

3 月定例会に質問の時間をいただき、感謝申し上げます。

通告に従い、質問をいたします。

1、日本の大学生の半数近くの方が、何らかの奨学金により支えられている学びと生活をしているそうです。

令和 2 年度階上町では 33 名の方が町の奨学金制度を使っているとのことですが、少ない数字だと思います。年々借入希望者が減少している傾向にあります。どうして減少しているのかその原因を調べ、対策をとる必要があります。

また、原因のひとつに借りた奨学金の返済が厳しく、滞っていることも考えられます。

さらに、家庭の事情で進学が難しいことも考えられます。

昨年の新型コロナウイルスの感染の影響で、自宅を離れてアルバイトなどで勉強と生活を続けている方も多いのではないのでしょうか。しかし、コロナの影響で非常事態宣言後、アルバイトなどの収入による仕事が少なくなり、苦勞しているのではないのでしょうか。また、仕送りしている家庭も思い通りの仕事がやれなくて、大変苦勞していることも、方もあると思います。

このような社会情勢で、せっかく進学した学校生活を諦めてしまう、また辞めざるを得ないことにならないように継続してできるように支援していく必要があります。

文部科学省のホームページを見ると高等教育機関への進学率は 83.5%であり、過去最高であるのに、階上町では増えていない、逆の傾向です。早急な対策が必要で、階上町の奨学金の普及と、増額が必要だと考えています。

現在の奨学金が月額、大学生 4 万、高校生 2 万円ですが、少ないのではないのでしょうか。例えば、東京近郊で生活する部屋代にも足りないのではないのでしょうか。

いつから現在の大生の奨学金 4 万円、高校 2 万円になったのですか。

階上町の将来を担う人材の育成が、経済情勢がどのようにあっても子ども達の希望を応援できるように奨学金の増額をすべきです。町長のお考えを伺います。

次に再生可能エネルギーへの取組についてお伺いいたします。

菅首相が、国会の所信表明演説の中で、2050 年までに温室効果ガス実質ゼロと

することを宣言しました。国民一丸となって、このことを進めなければならないと言っています。

昨年の異常気象による集中豪雨被害は甚大なものがあり、地球温暖化の影響も大いにあるとされています。気象庁は、今年から、大雨が予想される線状降水帯情報を発表するとの方針ですが、問題は、地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素による温室効果ガスの急速な増加であり、このような悪化原因の減少のために、わが町では太陽光発電が多く行われています。町内では 115 基となっています。今後、町事業として放置されている土地の有効活用などで、多くの太陽光発電システムを行い、自然エネルギーの供給に力を入れていくことが必要ではないでしょうか。特に、近隣の町村で、地形をそのまま生かして太陽光発電を行っているので、階上町でも可能な事業ではないかと考えています。階上町の地の利を生かしてソーラー発電をさらに進めるべきと考えます。町長の考えを伺い、壇上からの質問といたします。(郷州議員降壇)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長(浜谷豊美君) それでは、郷州議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、大学進学者への奨学金の増額についての件であります。三戸郡内の貸付金額の状況をみますと、本町より高いところは1町ありますが、ほかは同額あるいは低い金額となっておりますので決して低いわけではないと考えます。

また、議員ご提案のような金額を上げて欲しいという町民からの要望についても、現時点では聞かれてはおりませんが、今後、町民の声や状況を見ながら検討したいと考えております。

また大学の場合、先ほどお話しございましたが、月額4万で、4年間で借入額が192万円というふうに多額になるということから、就職後に返済する学生さんが大変だというようなお話は聞かれてると伺っております。

詳細については、後ほど、担当課長から答弁させます。

次に、2点目の、再生可能エネルギー(太陽光発電)の取組の推進の件であります。議員ご提案の地の利を生かしたソーラー発電の推進については、国では2050年までに、温室効果ガスの排出をゼロにすることを宣言いたしました。

首相の演説では、鍵となるものとして、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションを掲げて、その実用化を見据えた研究開

発を促進するとしています。

また、国と地方で検討を行う新たな場を創設することにも演説で触れておりまして、国全体として取り組む姿勢を打ち出しております。

令和2年12月議会定例会の一般質問において、長根議員のご質問に対して、答弁した内容と重複する部分もあるとは思いますが、本町としては、太陽光発電を設置する事業者に対する、町独自の設置基準を示すガイドラインが現在ありませんので、環境省等のガイドラインに沿った事業者の状況を捉え、更に青森県や隣接する八戸市の動向を注視し、町民の生活環境や景観に配慮していくことを念頭におきながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、ご提案の町有地の活用についてでありますけども、町がその土地を使って、太陽光発電を設置する予定については現在のところ考えてはおりません。

例えば、町有地として蒼前地区などに「防風林」の土地がございますが、形状は「細長い土地」でありまして、大規模な太陽光発電設置に適するほどの「一団の広さ」がないためか、太陽光発電を設置する事業者からの問合せ等はない状況にありますが、もし問合せがあった場合には、景観や町民の生活環境、更に国のガイドライン等に則して適切に対応してまいります。

また、農地等においては、農地法により農業環境の悪化を防止して、農業上の土地利用が合理的になされるようにするため、農地等の権利移動については、県知事の許可が必要とされておりますので、太陽光発電を設置する場合にも、県の許可を受けて、農地転用する必要があることから、農業委員会において事業者に対して、指導しているところであります。

今後において、太陽光発電の事業者からの問合せがあった場合には、国、県の指導のもと、まさしく地の利を活用して環境に配慮した適切な設置ができるように努めていく所存であります。

以上であります。(町長降壇)

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 教育課長、濱浦孝子さん。

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ。(教育課長起立)

それでは、郷州議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1点目の大学進学者への奨学金の増額についての件につきまして、お答えいたします。

初めに、「いつから現在の大学 4 万円、高校 2 万円になっているのか」という件でございますが、この奨学金制度は、平成 2 年 4 月より始まった制度でございます。当時は、高校が 1 万 5 千円、大学が 3 万円でございます。現在の金額になったのは、平成 20 年 4 月からでございます。

青森県立高校では、平成 26 年度入学生より「高等学校等就学支援金制度」が創設されており、全日制で年額 11 万 8,800 円となっております。モデル世帯での年収を 910 万円未満としておりますので、多くの世帯が該当していると考えられます。生計困難や災害を受けて納付が困難な方等のための「授業料等の免除制度」も創設されております。

また、私立高校、専修学校等についても同じように支援制度がございますが、こちらは世帯の収入額に応じての金額となります。

このほか、青森県育英奨学会の無利子貸与や、日本学生支援機構においては、住民税非課税世帯に対する返還不要の奨学金などもあり、また、大学独自の支援制度を行っているところもございます。

このように「町の奨学金」だけではなく、各種制度があることから、自分にあった制度を活用していると考えられます。

説明は以上でございます。(教育課長着席)

○13 番(郷州公典君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、13 番、郷州公典君。

○13 番(郷州公典君) ハイ。(郷州議員起立)

どうも。先に奨学金のことについてお話ししますが、昨今大学を辞めた人が 1,300 人あるとかということが新聞等で報道されました。その大部分が学費を捻出できないということでもあります。千葉県のある男性の方のお孫さんが、アパート代が払えないということで、おじいさん、おばあさんに援助を頼むということで来ているということが新聞に載っていました。今、困窮している人が、いっぱいいるのではないかと感じてました。その相談の窓口っていうんですか、それは階上町にはないのか。また、この地域にはないのか、ということをお尋ねしたいと思います。

現在困っている人達のために、特別給付金というのでも必要ではないのかと思います。ひとり親への給付金というのがありますが、これまで 2 回支給されたというのが載ってました。しかしその給付された方のアンケート調査を見ると、貯金額が 10 万円以下、貯金額が 10 万円未満の人が半分以下だそうであります。大変綱渡

りの生活をしているということが垣間見ることができると思います。生活保護世帯、また住民税非課税世帯、大変心配なところがあるわけではありますが、子ども達の希望に応えられるような学校に行ける支援体制というのが、ぜひ必要だと思っておりますので、一言答えもらえればと思っておりました。

また、東日本大震災から再生可能エネルギーへの転換が進みましたが、階上町の支援政策というのも今年までですかね、ありましたけども。ぜひ、政府のはこれで終わりになるとは思いますけども、ぜひ終わりにしないで、これからも、支援、太陽光発電への支援ができないものかと思っておりました。今日の朝日新聞にも載ってましたが、中国では2060年までに温室効果ガスをゼロにするということ、目標に進むということでもあります。現在日本の7倍のソーラー発電してるということですが、これからは蓄電池と一緒に設置が容易になるように努めるということが、言われて、新聞に載ってました。ぜひ、これで終わりではなく、これからも支援体制を作るということをお願いしたいと思っております。

階上町には防風林がありまして、木を伐採して使われていません。もし、これを使いたい人があった場合に、すぐに対応できるようにこういう話をしておけば、いつでもいいよということをお話しておけば、事業者の方も予定を組んで進めれると思います。これからは設置容易になるように努力してもらえればと思っておりました。よろしくお願ひいたします。(郷州議員着席)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長起立)

○町長(浜谷豊美君) 郷州議員の、考え方についてのご質問だと思っておりますので、私から答弁したいと思います。

大学生の困窮している状況については、特に今年度はコロナ禍において、厳しい状況であると思っております。それはどなたに対しても同じ状況であります。この奨学金についての考え方は、町は要望があれば貸し付けですから、制度については変えていくことは可能であります。それは先ほども申し上げましたように、今のところ聞こえていないし、その制度を例えば、例えばですよ、月5万とか10万とかっていくらにすればいいのかっていうふうなこともあるし、その制度設計については、その具体的なお話があれば要望として聞きたいと思っておりますので、出していただければというふうに思います。

それから、太陽光の町の支援策の継続でありますけども、これについては議員の

皆さんご案内のように、何年、5年、4、5年前か、28年までだったか。28年まで国の補助制度が、28年度で終了いたしました。その後、町独自で継続をしてきました。で、その後今の状況を見ますと、まずほほほこう落ち着いてきたのかなというふうな現状であるし、町の財政の行革の、行革じゃないや、あの町の財政のあり方で需要も考えながら、もう既にこれは以前から町では支援策はやっていない状況でございます。で、中国の話を言われてもこれは、国策ですから、国がですね、これ日本全体を考えていくというふうな形にならないと、町が持ち出しでとかそういうふうなことでは到底できる事業ではないので、国の動向を見ながら町としてできる範囲でやっていきたい。考え方、以上でございます。(町長着席)

○13番(郷州公典君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、13番、郷州公典君。

○13番(郷州公典君) ハイ。(郷州議員起立)

どうもありがとうございました。

まず、町独自でこれからということですので、大変ありがたいと思っておりました。

奨学金制度には、ふるさと定住促進補助金事業というのがありまして、現在、令和2年は52名の方が利用しているということでした。大変評判がよくてですね、階上町に住む若い人達が増えてくると思ってます。例えば、貸出金を増やしても階上町に住む人が増えるのであれば、私は階上町には大きなプラスになると思ってましたので、これからも子ども達の要望が叶えるような大学に進めるような制度を進めてゆくということをお願いしたいと思います。

以上で質問終わります。(郷州議員着席)

○議長(林貢君) 以上で13番、郷州公典君の質問を終わります。

2番、寅谷正君の質問を許します。

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 2番、寅谷正君。(寅谷議員登壇)

○2番(寅谷正君) 2番、寅谷です。よろしくお願ひします。

1番、「広報はしかみ」全世帯配布の件についてです。しつこいようで申し訳ありません。

町民の何人かから「広報の全戸配布はその後どうなっているのか」と聞かれますが、2019年6月議会で取り上げてから1年9ヶ月、また、最後の2019年12月議会で町長は「行政情報を町民に周知したいので全戸配布を実施したい」そして「継続して区長会と協議中だ」と答弁してからも1年3か月も経っています。私は、町長が決断しないと決まらないのではないかとご意見を申し上げましたが、現在も続くコロナ情報等の命に関わる情報の周知徹底のために、早く全世帯配布しなければならないと考えているが、どういう進捗状況になっており、町はどう対応しようと考えているのか伺います。なお、去る2月22日、次の町内コンビニ店舗から聞き取りを行いました。ファミリーマート蒼前店、頼まれていないので置いてません。②ファミリーマート赤保内店、入店して右側の奥の非常に気付きにくい場所なので15部そのままでありました。③ミニストップ階上店、残部がまだ5部あり、次の号が来るまで間に合うと言っていました。④ローソン道仏店、入口すぐ右手に置いているが、毎月10日に来るが、2、3日ですぐ無くなるのもっと置いてほしい、ということでありました。なお、広報はしかみだけ持参し中に挟まっているあおもり県議会だよりの9月号と10月号結構残っていました。つまり、広報はしかみのね、情報は欲しいようであります。

次に行きます。2番、改めて「職員の勤務実態」の再把握について。荒谷さんのことを聞いたら、何かね、だんだん喋りにくくなってきましたけども、やります。

(1) 昨年12月議会での「職員の勤務実態」答弁であります。質問は、「役場本庁舎」と「ハマの駅あるでい〜ば」での職員の勤務実態についての、「時間外労働（残業）」及び「休日労働」に関する人数についてであったが、答えてもらったのは、人数については、「時間外勤務命令」、命令を受けた職員の数についてという限られたものでありました。しかも、議員からの質問であるので、被害妄想かもしれませんが、当てつけのように、時間外及び休日労働が月100時間以上の職員は、「役場本庁舎」におきましては、昨年5月に1名、7月に2名でございますが、いずれも「選挙事務」に従事した職員になっていきます。「ハマの駅あるでい〜ば」におきましては、該当する職員はございません。また、昨年4月から今年の10月までにおいて時間外及び休日労働が月80時間を超えて100時間未満、かつ、疲労の蓄積が認められる職員で、健康相談を受けることを希望する旨の申出をした職員の数については、「役場本庁舎」及び「ハマの駅あるでい〜ば」ともに、該当する職員はなかった、ということでありました。

全く問題のない勤務実態であるということです。

しかし、いつもだと思っただけですけども、平日の夜の午後 11 時頃、役場前を通ると電気がバッチリついて相変わらず時間外労働をしているのです。この 12 月答弁は一体何だったのだろう。ちっとも現実をえぐっていないのではないか。総務課長の答弁は全く建前だけの答弁なのだ。県の労働組合本部の話によると、階上町役場は県内 40 自治体の中で最も早くタイムカードを導入した自治体であるということです。つまり、時間外労働をしている人は終業の 17 時、午後 5 時に一旦、勤務終了のタイムカードを押し、その後続けて、期限までの仕事を片付けるために、24 時近くまでサービス残業の形で働いているのでしょうか。つまり、町長をはじめとする管理職は、このことを見て見ないふりをしているのだと思います。これでは全く無意味であると思います。冒頭で、町長は、本町では、「労安法」に基づき、平成 22 年 3 月に「安全衛生管理体制」を整え、職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成に努めていると答弁しているが、全く「職員の勤務実態」を把握していないことになるのではないのでしょうか。このことに関しての誠実なる再返答を求めます。

(2) 次に、平成 31 年 4 月から施行されている働き方改革関連法に基づいた労働時間等設定改善法の改正である「勤務間インターバル制度」というのが出ました。これは、労働者が十分な生活時間や睡眠時間、睡眠時間が大事だと思います。睡眠時間を確保し、健康保持や加重労働の防止を図ることを目的として、1 日の勤務終了後、翌日の勤務までの間に一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を確保する制度で、インターバル時間数の設定方法は、8 時間インターバル、9 時間インターバル、10 時間、11 時間インターバル、12 時間インターバルといった一律に時間を設定する方法や、職種によって時間数設定する方法など、勤務形態の、仕事の勤務形態の違いや仕事の内容等、実態、部署に応じた制度の導入が可能とされているものであります。例えば、定刻の午後 5 時に勤務を終えると、翌日の出勤時間が 8 時ですから、15 時間のインターバルがその間にとれたこととなります。3 時間残業をして、午後 8 時までだとインターバル時間は 13 時間ですか。それから、夜中の 12 時までやれば、たった 8 時間しかインターバル時間が取れないというふうになります。階上町役場本庁舎に導入、この勤務時間インターバル導入制度を階上町役場本庁舎に導入したり、あるいは町内のキューピーマヨネーズさんのような大手民間企業等に推奨してみる考えはないのか、町長の考えを伺いたい。

なお、これを厚生労働省に問い合わせたところ、地方公務員法適用の役所においても条例をつくってそれに基づいて判断すれば可能であるということでありました。2021 年 2 月 4 日厚労省雇用環境・均等局職業生活両立課でした。

次に行きます。3 番目。

定年退職者等の意欲的な農業（漁業・林業）、第 1 次産業ですね、の再チャレンジ

者等への農業機械の貸し出し援助システムの設置について。

「2019年の階上町町勢要覧」によると、階上町の産業構造は今や、第1次産業ではなく、第3次産業のサービス業・卸売小売業・運輸通信業が6割で、第2次産業の建設業・製造業等が3割、農業・漁業・林業等の1次産業は1割未満の8.7%、内訳、農業6%・漁業2.8%・林業0.2%であります。

とりわけ、階上町は、第1次産業従事者が激減しています。稲作でみても、新しいデータですけれども、2020年青森県産米収穫量が八戸市6,160t、五戸町5,380t、南部町3,870t、おいらせ町3,190t、三戸町3,010t、田子町2,200t、新郷1,330tに対し、階上町はわずか383tと一桁少ない状況であります。デーリー東北2020年12月20日報道であります。遊休地があまりに多いと思います。先祖代々、受け継いでいる田んぼや畑や山林があったり、相続したりして、それが遊休地状態になっている形で持っていて、活用しなければ、ただ税金を取られるだけのマイナス財産になります。

私にしてもそうですが、いくつかの小屋には先代からのトラクターや耕運機や精米機等々が置いてあるので再帰農しようかというふつつつとした気持ちも湧いてくるのですが、残り少ない人生、17年、考えれば、100万や200万、あるいは新車で、中古でも30万、40万の大枚をはたいて個人として農業機械を準備するとなると、資金回収はほとんど困難と、すぐ気が付きます。二の足を踏み、断念する人が多いのではないのでしょうか。そこで、役場敷地内に農機具収納庫でも作り、農業機械の「共用貸し出し」等をして、帰農支援することは出来ないのでしょうか。去る3月5日金曜日の全員協議会で、総合政策課から報告された「第5次階上町国土利用計画」においても離農等による農地の荒廃に言及されていましたが、この表題について、お伺いいたしたいと思います。

最後です。4番、階上町、でない。平和関連事項について。

青森県は、基地や原発核燃施設が多く、「北の沖縄」と呼ばれたりしています。とりわけ、階上町は「平和に関する取り組み」が非常に遅れている自治体のように思います。

そこで「持続可能な町・階上町」を願い、平和に関連するいくつかの質問や要望を行い、本町政の平和についての姿勢を伺いたいと思います。

(1) 本町は、県内、県内ですよ、県内に存在する自衛隊基地や米軍基地、原発施設、核燃サイクル施設等からの交付金があったら金額を教えてください。また、そのお金の今までの用途を明らかにしてください。私が知らないところもあるかもしれませんので。もし、今まで受けていた場合は、平和な青森県と持続可能な階上町建設のためにそのお金を今後、辞退する考えはないのかお答えください。

(2) 核兵器を禁止する国際条約である「核兵器禁止条約」が2017年7月7日に国際連合総会で採択され、ご存知のように今年の1月22日に発効されました。そろそろ階上町も「平和都市宣言」とか「非核自治体宣言」をあげる時になっていると思いますが、町長の考えを伺います。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(寅谷議員降壇)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長(浜谷豊美君) それでは、お答えをしたいと思います。初めに申し上げたいことがございます。以前にも確か、同じようなことを申し上げた記憶がありますが、寅谷議員には質問するにあたって、事前にきちんと事実関係を確認してから、正確な内容を基にして、質問をしていただきたいと思います。勘違いや誤解に基づいた質問を重ねていけば、趣旨が違ってくるので質疑が噛み合うはずがないと思います。答弁する側で質問を訂正してあげるというのは、本末転倒ではないかと思えます。以前議員は、本題ではないからと発言していましたが、それは議会に対して大きな問題ではないかと思えます。事前に窓口で確認できることを大上段に構えるのもいかなものかと思えます。

それでは1点目の広報配布の件であります。その後、各区長さんからアンケート調査をいたしまして、検討しております。今後においても、町内会との関係性をこれまでと同様に維持しながら、行っていくことが大切であると考えております。

また、置いていないコンビニの話をしていましたが、非常に勝手な誤解をした話をしないようにお願いしたい。町では、町内全てのコンビニに依頼をして、広報紙の配備を実施していますので、誤解なさないでいただきたい。

次に、2点目の、改めての職員の勤務実態の再把握についての件であります。荒谷議員との質問との整合性を融通を利かせて質問をしていただければ、傍聴者も分かりやすいかと思えますけれども、通告どおりでありますので、まず、職員の正規の勤務時間以外の勤務時間については、その詳細を把握することが困難であることから、毎年実施している「定員管理に関する各所属長ヒアリング」において、各課の現状についての聞き取りを行いながら、適正な人員配置に努めているところです。

また、昨年度においては、組織機構改革に係る職員アンケートを実施し、この結果を踏まえながら、「第6次階上町行財政改革実施計画書」に基づき、令和3年度に

課の再編を行い、「人員配置の適正化」や「事務事業の見直し」等の検証を行いながら、より働きやすい職場環境の整備を実施していくこととしています。

次に、「勤務間インターバル制度」の導入についてであります。この制度については国及び青森県において現段階では導入されていない制度であると同っており、実際導入した場合には、会議時間の確保等の課題も生じることから、本町では現時点では検討していませんが、今後、国や県、県内市町村の動向を注視していきたいと考えております。

次に、3点目の、定年退職者等の意欲的な農業（漁業・林業）再チャレンジャー等への農業機械等の貸し出し援助システムの設置についての件であります。本町では、農業者の高齢化や後継者不足が深刻化する中で、地域の農業を担っていく新しい世代が考える「効率的な農業」、「新技術活用によるスマートな農業」の実現のため、平成24年度に「人・農地プラン」を作成し、毎年見直しをしながら取り組んでいるところであります。

その中で、農業用機械の導入については、中心となる経営体として位置付けられた農業者を対象とする補助事業や、融資を受けられる「スーパーL資金」というのがございますが、この利子負担の軽減措置などがございますが、それらの利用は、認定農業者であることが条件となっており、認定農業者は少しずつではありますが、増えている現状にあります。

農業機械の共用貸し出しについては、聞いたところ、三八管内の町村や農協においても、実施しているところはなく、本町においても、どの程度ニーズがあるのか、どのように運用していくのかなど、課題も多くあり、現在のところ考えておりません。

また、帰農する方に対しては、今後も関係機関と連携しながら、認定農家への勧奨などを支援していきたいと考えております。

次に、4点目の、平和関係事項についての件であります。はじめに、自衛隊基地や米軍基地、原発施設、核燃サイクル施設等からの交付金についてのご質問であります。まず1つ目の助成金として、「原子力施設立地振興対策事業助成金」を平成27年度から、毎年1,400万円助成されています。

用途については、令和元年度と令和2年度においては、「協働のまちづくり地区計画対象路線整備事業」に活用し、道路整備や舗装補修工事を行っています。

また、平成30年度につきましては「防犯灯設置費等補助金交付事業」に活用し、防犯灯のLED化に係る新規設置や交換を行っています。

この助成金は、県の補助金交付要綱に基づき、原子力発電施設又は原子力発電関連施設の立地に伴う県内市町村の均衡ある地域振興を図るため、県から交付される

補助金を財源に、公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団が交付するものであり、原子力施設の立地市町村、隣接市町村及び隣々接市町村を除く、全市町村に交付されており、その用途については、「公共用施設に係る整備、維持補修」や「地域活性化事業」「防災・安全対策事業」などの地域振興に資する取り組みに活用可能であり、今後につきましても、当助成金を有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の助成金ですが、本町では、令和2年度に公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団より「むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成事業」として、200万円の助成を受けて、「階上アブラメ」ブランド化推進事業を実施しているところであります。

これは、アブラメの生態等の基礎的研究のほか、魚食普及と認知度向上に向けた新たな加工商品や、飲食店メニュー開発と積極的なPR・販売促進活動や、鮮度保持による輸送技術の研究、安定供給を考えた資源確保対策に取り組み、町の水産物のブランド化を目指しているものであり、水産振興策であることから、この助成金についても、今後においても有効に活用していきたいと考えています。

次に、「非核自治体宣言」につきましては、本町では、既に平成10年3月17日、3月議会定例会において、「核兵器廃絶・平和自治体宣言」を決議しています。どうか、感情的にならないで事前に確認のうえ、質問していただきたい。

以上であります。(町長降壇)

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、2番、寅谷正君。

○2番(寅谷正君) ハイ。(寅谷議員起立)

別に感情的には全くなっていないんですが、今のところはね、最後のところだけをまっとうに答えたという意味で、どうも認識が違って、私が通告の内容とどこが違っていたんですか。50歩譲って、勘違いとゆうのの部分で、「非核自治体宣言」ね。その部分がされているっていうのはね、それは分かりませんでした。それはそれでいいじゃないですか。私は分かったので、再質問したとして、これをね、どこかにやっぱり、私も分からないから、多分分からない人はかなり町民の中にいると思いますので。やっぱりこうどこか、ね、そういうふうな核という兵器はそのいくら譲った戦争においても、この部分は人道的って許されないんだっていうのをね。立派にね、宣言した部分のね、周知なりね、かまえるということはする気はないの

でしょうか。

それから、広報のやつをね、区長との関係性を維持するからという意味なのか、まずね、町民の安心安全が第一じゃないですか。もしそうであれば、関係性がね、壊れそうになったらね、ちゃんと区長ともう少し協議を開いて話しをするか、あるいはね、もうね、私はね、再質問でね、これだけは言おうと思ってましたけども、方法を考えなくちゃダメなのか。もうそこにこだわらないで、そこから抜けた部分のやつはね、宅急便でしようが、何かね、そういうふうな部分でやんないとね、もう3年、4年、5年でしょ。非常にね、そういう面ではね、それはね、私はね、考え直して欲しいというふうに思いますね。本題じゃないっていうのぜひね、何が間違っている、町長のね、気に入るような部分をね、問うなんてことはね、私はね、さらさらないですよ。やっぱり町民が豊かになって、安心安全になっていくという立場からね、何でも言う。そのためにあなたが答えるべきじゃないですか。

以上です。(寅谷議員着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

それでは、寅谷議員の再質問にお答えいたします。

訂正させていただくところはですね、コンビニストアに対しては全店舗に町の職員が広報配布時に直接持ち込みをして配布しております。また、私も直接電話をさせていただいて、確認したところ、現に依頼を受けて配備しているという返事いただきましたので、そこは訂正願いたいと思います。

また、今後も広報の配布につきましては、区長会の中で協議を継続することとしておりますが、そういった中で、安心安全の確保といった1つの対策としまして、災害時の要配慮者の中において、現在広報の取得が困難な住民などへの対応ということもちょっとまた、区長会の中で福祉部局とも相談しながら検討をしていくこととしていただいております。

以上でございます。(総務課長着席)

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、2番、寅谷正君。(寅谷議員起立)

○2番（寅谷正君） また町長からの答弁はありませんけども、今私が落とした部分で、再々質問の部分で聞きたいと思います。

そのね、コンビニのやつというのは、そのいってる部分のやつのは役場のほうでは頼んだつもりだっていう部分の①の部分だけが違いがあるような、ファミリーマート蒼前店ね。私は直接行って、そこの責任者に聞いて回ったものであるので、そういうふうにな、そこはそのことももしかすると認識してなかったのかしれませんけども。

それからね、もう1つ、職員の勤務実態なんだけどね、荒谷さんもやっぱ同じように感じてるんだなと思ってね、勤務時間とかね、聞いてくれましたけども。これね、踏み込めばかなり難しいことかもしれないのでかえってね、単純に命令したの、問題は命令されないでサービス残業をやってる人達が現実にな、平日はほとんどいるの。土日電気つかないなってばね、土日は日中やってると。職員が。それをね、だから、勤務した部分だけを喋って、表面だけやってね、健康破壊はさ、私も教員出身だから教職員の職場とか、それから霞ヶ関の官僚の働き方とかってのをね、それはね、大なり小なりね、階上町もね、部署によって暇なれば失礼だけど、そうでない大変でない部分もあるけど、非常にね、常にやんなければまわっていけない。上から頼まれた部分をいついつまでって部分のやつをね。それがね、そのタイムカードをね、帰ったことにして、そこが健康破壊とかさ、そこを考えなかったらさ、なんもね、働きやすい職場をやってるって言えないでしょう。私達の部分の中でもね、青森県はね、心身疾患がそういう教員の社会なんかでも24時超えてから帰る人が中学校なんかいっぱいいるからね。その人達のね、時間外労働をどこをどう見るかっていう部分のやっぴりきちっと捉えないと。そしてほんとにじゃ、それを変えていくためにはどうすればいいかというね、私はそのところがね、健康破壊であり、そのところがね、働き方改革のね、その深層部分なの。それを問うてるわけですよ。そのじゃ、何で残ってるわけ。簡単にいって。それが答え、その部分について答えを出さなきゃない、結果をまとめなきゃだめだからでしょ。市民のその税金を使って、その家庭との会話も減らして、ほぼ平日はエブリデイですよ。

答えてください。（寅谷議員着席）

○総務課長（野沢雅浩君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長（野沢雅浩君） ハイ。（総務課長起立）

広報のファミリー、申し訳ありません。コンビニへの配布については、再度また議員のほうでご確認いただければと思います。

また、職員の勤務実態につきましては、4月から行財政改革によりまして、組織機構改革を実施しますので、その後に及ぶ職員のその勤務実態について検証をすることとしておりますので、それと併せて今後また健康管理にも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。（総務課長着席）

○議長（林貢君） 寅谷議員の質問は3回にわたりましたので、以上で2番、寅谷正君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（林貢君） 以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は、3月10日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午後2時18分）

令和3年第2回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和3年3月10日(水曜日)

令和3年第2回階上町議会定例会

議事日程第3号

令和3年3月10日 午前10時00分開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 専決処分した事項の報告について
(石鉢小学校・赤保内小学校エアコン設置工事請負契約の一部変更契約を締結することの専決処分について) |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 階上町行政組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 階上町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第29号 | 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 9 号 | 令和2年度階上町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 令和2年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |

- 日程第 13 議案第 12号 令和2年度階上町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 14 議案第 14号 令和2年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 15 議案第 11号 令和2年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 16 議案第 13号 令和2年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番 下 沢 育 男 君	2番 寅 谷 正 君
3番 荒 谷 憲 輝 君	4番 大 下 修 君
5番 小 松 雅 彦 君	6番 上 道 二 三 男 君
7番 長 根 岩 夫 君	8番 森 榮 吉 君
9番 濱 谷 貴 樹 君	11番 百 目 木 和 俊 君
12番 大 江 和 夫 君	13番 郷 州 公 典 君
14番 林 貢 君	

欠席議員（1名）

10番 松 尾 國 治 君

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君	副 町 長 沼 沢 範 雄 君
教 育 長 丸 岡 博 君	総 務 課 長 野 沢 雅 浩 君
総合政策課長 濱 浦 幸 夫 君	税 務 課 長 佐 京 実 君
町民生活課長 日 影 百 合 子 君	健康福祉課長 長 根 清 子 君

産業振興課長	引 敷 林 広 貴 君	建設課長	上 静 志 君
教育課長	濱 浦 孝 子 君	会計管理者	澤 田 充 君
農業委員会 事務局長	地 代 所 誠 君	代表監査委員	三 上 孝 八 君

職務のための出席者

議会事務局長	西 山 圭 一 君	庶務 G L	下 平 有 香 君
総務課主査	花 生 智 紀 君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎報告第 1 号議題、質疑

○議長（林貢君） 日程第 1、報告第 1 号 専決処分した事項の報告についての件 を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告の件を終了いたします。

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第 2、議案第 1 号 階上町行政組織機構の見直しに伴う関係 条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 階上町行政組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第3、議案第2号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第4、議案第3号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第5、議案第4号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号から議案第7号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) この際、日程第6、議案第5号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第8、議案第7号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員

及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件まで3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第7号 階上町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、3件を一括して、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第9、議案第8号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

○2番(寅谷正君) ハイ。

○議長(林貢君) 質疑ありますか。

2番、寅谷君。

○2番(寅谷正君) いや、失礼、間違いです。

○議長（林貢君） ハイ、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第10、議案第29号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2番（寅谷正君） 2番、寅谷です。

別表のこの、法第32条第1項第1号に掲げる工作物ということですが、第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱というのは、ネットで調べたら、第1種は電位のうち3乗以下の電柱、第2種が電柱のうち4乗または5乗の電線をそれに関係するもの、それから第3種は6乗以上の電柱を支持するものとするというふうにあります。

それから電話柱のほうも、1種、2種、3種の部分ね、電話その他の通信または放送の用に供する電線を支持するうんぬんかんぬんってね、ちょっとあのネットの部分でもよく分からなかったのね。端的にその電柱と電話柱の1種、2種、3種、金額が違うみたいですので、ちょっと説明してもらえませんか。（寅谷議員着席）

○建設課長（上静志君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、建設課長、上君。（建設課長起立）

○建設課長（上静志君） ハイ、それでは寅谷議員の質問にお答えします。

第1種、第2種、第3種、乗っている線の乗数ということでもありますので、乗せている線の数、そちらに該当いたしますので、1本、3本以下のものは第1種ということでございます。あとは電柱、電話柱、それからあと有線とかですね、そういうふうなもの等色々あるかと思えます。

以上です。（建設課長着席）

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2番（寅谷正君） もう1回確認です。寅谷です。

第1種電柱は、その中に1本ですか。第2種が3本って言いましたっけか。ちょっと聞き取れなかったのもう1回お願いします。（寅谷議員着席）

○建設課長（上静志君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、建設課長、上静志君。（建設課長起立）

○建設課長（上静志君） 3乗以下が1種というふうなお答えをいただきまして、3乗というのは線が3本というふうなことでございますので、線の抱えている柱等ご覧になっていただければよろしいかと思えます。

あ、マイク、すいません。聞こえましたでしょうか。失礼しました。（建設課長着席）

○議長（林貢君） よろしいですか。

○2番（寅谷正君） はい。

○議長（林貢君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 29 号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第 11、議案第 9 号 令和 2 年度階上町一般会計補正予算（第 7 号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、7 番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7 番（長根岩夫君） 7 番、長根です。

説明書 15 ページ、4 款 1 項 9 目、保健衛生費であります。浄化槽の設置費助成金 804 万 6 千円の減額となっております。当初予算では 1,267 万 7 千円を計上し、浄化槽 20 基を増設を目指すとしておりましたが、463 万 1 千円の支出となっており、実施率では 36.5%ほどにとどまっております。コロナ禍ということもあるかと思いますが、利用者が少なくなった原因についてどのようなご判断をされているのか、また新年度の対応についてはどのようにお考えか伺っておきたいと思っております。

次に、説明書 19 ページ、9 款 1 項 3 目、消防費であります。備品購入費の避難所用パーティション 19 万 5 千円の減額でございます。当初予算には説明がなく、途中からの補正で対応しておったかと思っておりますが、購入個数と総額はいくらとなってい

たのか確認をさせていただきたいと思います。

また、避難所ごとの広さに応じて区画割りなどにより、パーティションの数も決められることになるかと思いますが、必要な個数はどの程度と考えているのか、購入済みの個数と併せて充足率についても伺っておきたいと思います。

お願いいたします。(長根議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは長根議員の質問にお答えいたします。

浄化槽の設置の補助金の利用が少なかったということの原因としまして、想定ですけれども、令和元年の10月に消費税が引き上げられたこと、それにより駆け込み等もあったのかということと、それから需要の落ち込みも少しあったのかなということもあります。それから、先ほど議員のご指摘のとおり、コロナの拡大というふうなものも影響があったというふうに感じておりま、というふうなものもあったというふうに考えております。

20基に対して8基ということで、非常にもう少し使っていただければなということを感じているところでございます。

新年度につきましては、昨年まで、今年度まで行っておりました町の広報、それからホームページ等での制度の説明等、それから町民文化祭、今年度はちょっと中止でございましたけれども、そちらのほうでの相談会等は引き続きやっていきたいということですね。それから、関係部局のほうと連携を図って、更なるPRのほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。(建設課長着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

それでは、避難所用のパーティションの件につきましてお答えいたします。

こちらは、地方創生臨時交付金を活用しまして、令和2年度の7月補正予算で331万8千円を計上しております。購入個数につきましては、1人用が59基、2人用が

39 基、着替え用などが3基となりまして、計 101 基で 137 人分を購入したところでございます。入札執行後の金額は、312 万 2,900 円で執行残額が 19 万 5 千円となっております。

また、パーテーションの必要個数、町全体での必要個数ですが、各避難所での区割りにつきましては、1 人用は面積を 4 平米、2 人用は 7.3 平米、通路幅を 1 m から 2 m として計算したところ、ハートフルプラザはしかみにつきましては、1 人用が 30 基、2 人用が 21 基、着替え用等が 1 基で、計 52 基、72 人となります。森の交流館につきましては、1 人用が 22 基、2 人用が 12 基、着替え用が 1 基、計 35 基、46 人となります。田代集会所につきましては、1 人用が 8 基、2 人用が 3 基、着替え用が 1 基、計 12 基で、14 人。道仏交流センターは、1 人用が 30 基、2 人用が 14 基、着替え用が 1 基で、計 45 基、58 人となっております。避難所 4 か所におけます必要数、トータルでございますが、1 人用が 90 基、2 人用が 50 基、着替え用 4 基で、計 144 基、190 人となります。購入済みの個数と充足率につきましては、購入済みの個数は先ほどの令和 2 年度の購入分の 101 基、137 人でございます。年度末におけます人数での充足率は、72%となっており、不足分につきましては、令和 3 年度の購入を予定しているところでございます。

以上でございます。(総務課長着席)

○7 番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7 番、長根岩夫君。

○7 番(長根岩夫君) ハイ。(長根議員起立)

7 番、長根です。ありがとうございました。ご丁寧な説明をありがとうございました。

浄化槽でございますが、近年は公共下水道にお金が掛かり過ぎることが、かなり検討の課題となっているようであります。そういうことで、下水道のあり方について、見直しもだいぶ検討されておりました。八戸市などでも、公共下水道の圧送区間が長くなる区域、つまりは逆勾配などの多い区域など。あるいは、集水区域の家屋件数が少ない箇所などについては、処理場への送水をやめて、大型の浄化槽を設けるなどして、処理をするというふうな方式も市議会等で検討をされておりました。そういう中で、当町においても公共下水道がどうしてもお金が掛かるということでもあります。将来計画、またその区域においても実施予定を示すということが、難しいというところにあるかと思っておりました。そういうことから、環境

衛生上の理由からも、家庭用の合併浄化槽の普及については図っていかねばならないものと思っております。この浄化槽設置補助金の制度を町民の皆様にも改めましてしっかりとPR等をされまして、有効に活用していただくように希望しておきたいと思っております。

パーテーションについてであります。避難所4か所で総数144基を計画していると。190人分にあたるということでありました。その中で、現在までの充足率は72%、101基ということでありました。不足分についてはまた、新年度に購入を予定していただくということで、お願いをしておきたいと思っております。これについては、避難所のコロナ感染防止やプライバシーの保護のためにも、整えておく必要があると思っております。今後において、これらの使用についても逐次行っていく、訓練なども行っていく必要があるかと思っております。先ほどのお話しにもございましたが、防火訓練等において、習練、習熟の場をまた設けていただくように希望しておきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。(長根議員着席)

○議長(林貢君) 答弁はよろしいですか。

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは、しっかりPRをとということでございまして、下水道事業、整備まである程度すごい期間を要するということは重々承知でございまして、現在の浄化槽の補助事業ですね、下水道の認可による実施している区域以外の地域にも対象となっておりますので、そちらのほうも併せてPR等して普及に努めたいと思っております。

以上です。(建設課長着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

パーテーションの再質問でございますけども、このパーテーションの使用につき

ましては、昨年9月27日に中央体育館で実施いたしました、町の総合防災訓練におきまして、中央及び山手地区の自主防災会のご協力のもと、避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止策として、パーティションを活用した避難所の開設訓練を行ったところでございます。今後におきましても、各自主防災会との連携を図りながら、定期的に避難所開設訓練などを行い、的確な災害対策の確立に努めていくこととしております。

また、毎年道仏地区におきましても、男女共同参画の観点からの避難所運営の開設訓練を行っているところでもございます。

以上でございます。(総務課長着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑はありませんか。

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、3番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

○3番(荒谷憲輝君) 3番、荒谷憲輝です。

補正予算説明書5ページの16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金の青森県元気な地域づくり支援事業補助金1,120万2千円とありますが、この事業は通常または総合戦略推進事業を区分として1つに地域を支える人材の育成、2つに地域の産業復興と雇用の創出、3つにコミュニティ活動での地域力の向上、4つ目に健康で安心な暮らしの環境づくり、5つに地域復興における課題の解消と5つの分野に関わる事業と思いますが、県内の他自治体でも多数の事業の申請、交付決定されているようですが当町においての事業の目的と内容や交付金の、失礼しました。補助金の交付条件や各種事業の補助金額をお伺いいたします。(荒谷議員着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ。(総合政策課長起立)

それでは、荒谷議員の青森県元気な地域づくり支援事業補助金の本町における事業の目的等についてのご質問にお答えいたします。

この県の補助事業の目的は、市町村が自発的、主体的に取り組む地域特性を生か

した地域づくり及び市町村独自の総合戦略に基づく取り組みに対するものに補助するものでございます。議員ご案内のとおり、この事業の中には、通常事業と総合戦略推進事業の区分がございまして、その区分に応じて補助金の交付条件が異なっております。通常事業は財政力指数で段階がございまして、本町は2分の1、総合戦略推進事業は、3分の2となっております。そのため、本町としましては、できる限り3分の2の補助率に該当します、総合戦略推進事業を申請したところでございます。

次に、本町における事業の目的等でございますけれども、令和2年度においては4つの事業を実施してございます。1つ目として、がん受診率のアップのための勸奨、健康五つ星実践教室などの健康長寿のまちづくり推進事業で補助金は97万4千円でございます。2つ目として、乳幼児の栄養、食生活やしつけの予備知識を取得する講座、言語発達相談、親子の歯科保健などの親子できらきらスマイル事業で補助金は67万5千円です。3つ目として、協働のまちづくり支援事業補助金や地区計画推進交付金、私道等特別対策事業、敬老会補助金などの第2次協働のまちづくり地区計画推進事業で、補助金は344万1千円です。最後に、4つ目として階上海岸と階上岳の一斉清掃、階上岳遊歩道やみちのく潮風トレイルの維持管理や国立公園内の町道、林道の管理などの階上おもてなし力による三陸復興国立公園整備事業で、補助金は611万2千円となっております。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、3番、荒谷憲輝君。

○3番(荒谷憲輝君) ハイ。(荒谷議員起立)

詳細にご説明いただきありがとうございます。

いずれの事業も町の発展や地域の活性化につながる事業であり、県の補助事業として取り組んでいただくことは、財政を鑑みれば重要なことであると考えております。今後においても社会動態や事業の整合性を勘案しながら、町民の生活向上のために国や県の補助金等の活用を希望して、質問を終えます。(荒谷議員着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ。（総合政策課長起立）

ありがとうございました。

厳しい財政状況でございますので、国、県の補助事業を有効に活用して今後も進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上です。（総合政策課長着席）

○議長（林貢君） ほかに、質疑はありますか。

ありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありますか。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2番、寅谷正君。

○2番（寅谷正君） ハイ。（寅谷議員起立）

2番、寅谷正です。えっと、

○議長（林貢君） 寅谷議員、討論の場合は壇上でお願いいたします。（寅谷議員登壇）

○2番（寅谷正君） 2番、寅谷です。

補正予算書の1ページをご覧ください。

基本的に私はこの補正予算に対して、反対であります、結論は。反対の立場から討論したいと思えます。1ページの第1条のところの1億4,143万円減額して、75億8,991万8千円とするというふうな部分であります、例えば、21ページ、介護のところですけども、ご覧ください。補正額を見ると、どこの分野もほとんどね、減額のオンパレードであります。私は、この未曾有のコロナの時期でいろんな町民がね、苦難しながら生きている。それに対して、そのこんなに減額してね、どこにいくかというたとえば、先ほどの21ページだと基金の積み立てに2,344万9千円、258万のほうは、2千3…位一桁上がって、というふうにコロナに便乗して、予備費とか基金とか。ね、そういうふうに多分ね、自治体では珍しいと思えますよ。私

はあの、新型コロナウイルス、先ほどありましたけど、7月22日の時点の部分での、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方公共団体一覧を調べてみました。そしたらね、階上は、6件出しています。はしかみ応援振興券事業、8,054万4千円、緊急雇用創出事業、町内事業者支援給付事業、小規模の補助事業、医療費のマスク配布事業、小中学校の給食費の無償化4,575万1千円。それでね、ほとんどね、国の部分のやつをね、町独自のやつのも国からきたやつそういうふうなのをね、名前を変えてやっているだけで非常にね、あの、

○11番（百目木和俊君） 議長。

○2番（寅谷正君） なんだよ。

○11番（百目木和俊君） 賛成か反対か、短くしねえば、だめじゃ。

ずらずら喋ったってどうしようもねえべ。1億4千万円に対してこれが反対だったら、

○2番（寅谷正君） 反対だって最初、反対の立場からのと、

○11番（百目木和俊君） それでいいんでないの。それで終わり。

○2番（寅谷正君） なんで、私が説明するのは、

○11番（百目木和俊君） 賛成か反対かだべ、討論は。

○2番（寅谷正君） 討論は、そのなぜかというふうなやつのを喋らなきゃ討論にならないじゃないですか。

○議長（林貢君） 待ってください。もう、あの、はい。もう少し簡潔に。いつもあのご注意申し上げますが、もう少し結論を簡潔にお願いをいたします。

○2番（寅谷正君） はい、努めます。

それでね、ほかのほうの自治体見てもね、三戸も12本、五戸も12本、南部町も12本、田子は11本、階上町半分の6本、ね。まあそしてそれを見れば、その部分を見ればね、この交付事業にはほとんど制限がないからこそ、いかに地域の実情、

町民の実情に応じて暮らしを支える事業に活用できるか出すことが大事だと。ね、沖縄の八重瀬町なんか 16 本、与那原町 26 本というこういうね、やっぱりそういう面ではね、非常にね、努力がね、もっとね、頑張ってもらいたい、なければだめだと思うんですよ。という意味で、その町民のそういうふうな、大変なのにね、寄り添ったね、形でのことがね、もっと、ああ頑張ってるなっていうね、見える形で、何も事業をしていない6割の人達はね、どういう運営をされていますか。全然この補正予算の中ではね、それが見えません。私はそこがね、本当にもうね、やめるやめないでね、やってる事業者やら、それから、この前ね、郷州さんがお話しした大学生のね、その部分の涙が出るような話ですよ。これだってただ南部町なんか、学生アルバイト支援事業とかね、それから農畜産業先行型事業とかね。田子だって家族のきずな便って地元産品を大学生に送るとかね。三戸だって農作物の自作支援事業とかね。まだまだね、工夫すべきことがね、あると思うんですよ。その半分なんてね、にはならないようにね、もっともっとね、ああ頭が下がるなってね、思うくらいにね、見える形のね、（聞き取れず）非常に介護関係のだってこんなにね、あの制限してるっていうふうな、余ってるっていう部分のはね、私はもう一事が万事ね、あのそういうふうな町民の生活に寄り添うね、仕方がね、やっぱり足りないと思います。ぜひ、そういうことでそのほかのほうもみながら、そういうふうな予算にね、変えて欲しいなというふうに思って討論にいたしました。

以上です。（寅谷議員降壇）

○議長（林貢君） ほかに討論はありませんか。（討論なしの声あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号 令和2年度階上町一般会計補正予算（第7号）の件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまの議長の宣告に対し、異議がありますが、2人以上に達しませんので会議規則第87条の規定により、異議の申し立ては成立しません。

先ほど申し上げましたように、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号、議案第12号、議案第14号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） この際、日程第 12、議案第 10 号 令和 2 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件から、日程第 14、議案第 14 号 令和 2 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の件まで、3 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 10 号 令和 2 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件から、議案第 14 号 令和 2 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の件まで、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号及び議案第 13 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） この際、日程第 15、議案第 11 号 令和 2 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の件及び日程第 16、議案第 13 号 令和 2 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 11 号 令和 2 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の件及び議案第 13 号 令和 2 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予

算（第2号）の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

◎休会期間の決定

○議長（林貢君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月11日の1日間、休会といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月11日の1日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（林貢君）

次の会議は、3月12日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午前10時41分）

令和3年第2回階上町議会定例会会議録

(第 4 号)

令和3年3月12日 (金曜日)

令和3年第2回階上町議会定例会

議事日程第4号

令和3年3月12日 午前10時00分開議

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 15号 | 令和3年度階上町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 16号 | 令和3年度階上町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 18号 | 令和3年度階上町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 20号 | 令和3年度階上町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 17号 | 令和3年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 19号 | 令和3年度階上町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 21号 | 町道路線の認定及び廃止について |
| 日程第 8 | 議案第 22号 | 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 9 | 議案第 23号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 10 | 議案第 24号 | 階上町教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて |
| 日程第 11 | 議案第 25号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 12 | 議案第 26号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 13 | 議案第 27号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 14 | 議案第 28号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 15 | 請願第 1号 | 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願 |

日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	下	沢	育	男	君	2番	寅	谷	正	君		
3番	荒	谷	憲	輝	君	4番	大	下	修	君		
5番	小	松	雅	彦	君	6番	上	道	二	三	男	君
7番	長	根	岩	夫	君	8番	森	榮	吉	君		
9番	濱	谷	貴	樹	君	11番	百	目	木	和	俊	君
12番	大	江	和	夫	君	13番	郷	州	公	典	君	
14番	林		貢	君								

欠席議員（1名）

10番 松尾國治君

説明のための出席者

町	長	浜	谷	豊	美	君	副	町	長	沼	沢	範	雄	君										
教	育	長	丸	岡	博	君	総	務	課	長	野	沢	雅	浩	君									
総	合	政	策	課	長	濱	浦	幸	夫	君	税	務	課	長	佐	京	実	君						
町	民	生	活	課	長	日	影	百	合	子	君	健	康	福	祉	課	長	長	根	清	子	君		
産	業	振	興	課	長	引	敷	林	広	貴	君	建	設	課	長	上	静	志	君					
教	育	課	長	濱	浦	孝	子	君	会	計	管	理	者	澤	田	充	君							
農	業	委	員	会	事	務	局	長	地	代	所	誠	君	代	表	監	査	委	員	三	上	孝	八	君

職務のための出席者

議会事務局長 西 山 圭 一 君 庶務 G L 下 平 有 香 君

総務課主査 花 生 智 紀 君

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎議案第 15 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第 1、議案第 15 号 令和 3 年度階上町一般会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、7 番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7 番（長根岩夫君） ハイ、7 番、長根です。

予算説明書の 20 ページお願いいたします。2 款 1 項 1 目、総務管理費、18 節でありますが、ふるさとのはしかみ会補助金 8 万円が計上されております。主要施策説明書 13 ページでは、はしかみふるさと会事業費として 58 万 8 千円が計上されております。この残る差額分の事業費の内訳について、確認をさせていただきます。

次に、説明書 43 ページ、6 款 1 項 4 目、農業振興費であります。はしかみ産業振興委員会補助金 500 万円とございます。新型コロナ禍において、いちご煮祭りや臥牛山まつりの代わりとなるイベントを開催するということであるかと思っております。ワクチン接種の時期が遅くなることも想定しておくことも必要になるかと思っておりますが、しっかりとした感染対策を講じたうえでイベント開催が必要であると思っております。

ました。予算を計上するにあたり、イベントの草案も作られているかと思います。感染症などのために…あ、イベントの草案について伺っておきたいと思います。加えて、イベント開催をするにしても感染症などのために、中止をせざるを得ないということもあるかと思います。最終的な決断をする時期も含めて、確認をさせていただきたいと思います。

次に説明書 57 ページ、9 款 1 項 3 目、消防費、自動体外式除細動器借上料 10 万 5 千円とあります。いわゆる、AED 機器であります。イベント等に利用する目的の借上料ということで伺ったように思っておりました。小舟渡地区では、この AED は小学校に 1 つあると聞いておりましたが、新年度には学校が統合になります。小舟渡地区にはこの機器は 1 台も無くなるということになります。心肺停止状態において、初期操作が救助のために重要なポイントになるという指導を受けておりました。しかしながら、肝心の救命機器が無いために助かる命を救うことができないということも考えられます。当町内においても、多くの方々が心肺蘇生の訓練、研修を受けておりました。できることであれば、AED の機器を地域のために活用できるようにご配慮を希望するものであり、お考えをお伺いいたします。

お願いいたします。(長根議員着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

それでは、長根議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ふるさととはしかみ会の事業費の内訳でございますが、ふるさととはしかみ会事業費につきましては、補助金 8 万円のほかに例年 7 月に開催されておりますふるさととはしかみ会定期総会に係る費用として、50 万 8 千円予算計上しているものでございます。その内訳は、物産展出店者への謝礼金 2 日分として 4 万 6 千円、総会参加者の特別旅費 5 名分として 23 万 6 千円、試食用の殻付きウニ及び特産品の抽選会に係る消耗品費として 15 万円、参加者へのお土産代に係る食料費 150 名分として 6 万 6 千円、特産品及びはしかみキッズ着ぐるみの運搬に係る郵便料、通信運搬費として 1 万円となっております。

次に、AED 機器の地域活用の件でございますが、AED につきましては、本町で開催される各種イベントにおいて、参加者が心肺停止状態に陥った際の救急救命活動に備えるため、主催する団体への AED の貸し出しに関し必要な事項を要綱で定め、役場総務課に 3 台装備しており、その借上料として 10 万 5 千円を計上しております。

また、町内における AED の設置場所につきましては、公共施設や各小中学校に加え、「階上町 AED 設置施設公表制度」により、趣旨にご賛同いただいた町内の AED 設置済み事業所を町ホームページに公開し、幅広く利用できるよう体制を整えているところでございます。本町では、公共施設や学校への AED 設置につきましては、施設利用者への危機管理対策として設置しているところであります。ご質問の趣旨はこれまで常設されていた AED が地域から無くなることに関する危機管理についての内容であると思いますので、管理体制等、地域の皆様のご意見をお伺いしながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。(総務課長着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、それでは、長根議員のはしかみ産業振興委員会補助金のご質問につきましてお答えをいたします。

臥牛山まつりといちご煮祭りにつきましては、コロナ禍において従来のようにゲストを呼んで開催できる状況ではなく、代替イベントにつきましては、青森県で作成しているイベントや祭りの開催の目安となるガイドラインの方針が示されました。それによりますと、祭りやイベントの類型を「参加観覧型」、「地域コミュニティ型」、「入場観覧型」の3つに分けまして、それぞれ感染防止対策を整備することなどとしております。それに則した内容でですね、今後、産業振興委員会において協議し、計画をしていきたいというふうに考えてございます。

また、イベント内容にもよりますが、コロナウイルス感染状況によっては、やむなく中止などもあり得ることですので、状況を注視しながら産業振興委員会において早期に判断をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) 7番、長根です。ありがとうございました。

ふるさとはしかみ会においては、150名もの方々が東京近辺の方々であるかと思いますが、参加をされ盛会となっているということでございます。私の知人の者た

ちもおりますが、八戸市や三戸郡下の出身の方々が、多く出席をされておりました。その中で先ほどもございましたが、生ウニも提供されているということで階上らしく大変好評であると聞いておりました。この会により、町の魅力をPRしていただくということでもあります。今後とも補助金の交付をしていただくことになるかと思いますが、有効に活用していただくように希望をしておきたいと思っております。

また、町としてふるさととはしかみ会に期待をしていること、今後ともまた様々なイベント等にご協力を願うことになるかも分かりませんが、これまでに具体的にありました成果等ございましたら、示していただければと思っております。

いちご煮祭り等についてはありますが、代わるイベントについてはありますが、町民の意欲を掻き立てる、今後ともそのような魅力あるイベントを期待しておきたいと思っております。

また、イベントの実施時期については、早めに決断をされまして、公表をされるように希望しておきたいと思っております。

AEDについてありますが、学校や企業などが無い地区。町内においても19行政区の中で、相当数の数がこれらAEDが無いということを聞いておりました。緊急時の救急の初動操作が地区によって行えない地区があるということ、残念な結果とならないためにも各行政区への配慮は欠かせないように思います。今後においても、ご検討いただくように希望しておきたいと思っております。

お願いいたします。(長根議員着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

それでは、再質問にお答えいたします。

初めに、ふるさととはしかみ会に期待することということでございますが、ふるさととはしかみ会の皆様にはご案内のとおり、首都圏を中心とし、町の魅力発信を精力的に行っていただいておりますが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、定期総会など予定されていたイベントのほぼすべてが中止とされたところであります。

しかしながら、ふるさととはしかみ会では、これまで行ってきた対面での活動が難しくなる中、会のホームページを活用した町の情報発信や、都内飲食店と共同による町の食材プロモーション、また、月刊誌コロンプスへの掲載記事の企画・提案など、with コロナの時代にあわせ、インターネットや各種メディアの活用を力を入れ、

階上町の魅力発信にご尽力いただいているところでございます。会の皆様には、豊富な知識と経験をもった方々が数多くいらっしゃいますので、今後ともふるさととはしかみ会の皆様の知識と経験を生かし、町の魅力発信にご協力いただけることを期待しているところでございます。

また、AED 機器の各行政区への配置の件でございますが、各行政区への配置の件につきましては、管理体制の構築や技術の習得など課題を整理することが必要となりますので、各地域の実情を踏まえたうえで検討してまいりたいと思います。

以上でございます。(総務課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、7番、長根です。ありがとうございました。

ふるさととはしかみ会でございますが、各種メディアを活用して町の魅力発信に努めているということを伺いました。ふるさととはしかみ会、今後においてもこの会の活動や際立つ成果などについては、町議会のほうにもご報告などをしていただければありがたいなと思っておりました。この会の方々からは、ふるさと納税を進んで行っているという確認をさせていただいております。町としても最小限の経費で、大きな成果につながる会でもあるように思っておりました。ふるさととはしかみ会の活動については、今後とも議会の一員として注目をしてまいりたいと思いますので、情報発信などよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。(長根議員着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

ふるさととはしかみ会の活動状況でございますが、こちらにつきましては会のホームページのほうで紹介されておまして、随時更新が行われております。また、ホームページ、町のホームページともリンクさせておりますので町民の皆様にもぜひ、ご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。(総務課長着席)

○議長（林貢君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2番（寅谷正君） ハイ、2番、寅谷正です。

一般会計予算書の5ページ、歳出のところの2款4項目、そこに選挙費が2本分ですが、2,636万5千円、それにその具体的なやつのが令和3年度当初予算主要施策説明書17ページ、2款4項3目と4目のところ。17ページです。質問は、その衆議院の選挙ではなく、下のほうの階上町長選挙費のところの1,032万5千円というところ。令和3年12月23日任期満了に伴う階上町長選挙に係る経費。次です。公職選挙法の一部改正に伴い、候補者の選挙運動に係る費用が一部公営とされ、当該選挙から適用する。具体的にどういう意味でしょうか、伺います。（寅谷議員着席）

○総務課長（野沢雅浩君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長（野沢雅浩君） ハイ。（総務課長起立）

この件につきましては、以前にも全員協議会等でご説明させていただいたところでございますが、法改正によりまして、町議会議員であったり町長選挙といったところでの地方選挙におけます公費につきまして、町のほうが、選挙管理委員会となりますけれども、負担できるようになったものでございます。内容としましては、ピラであったり、ポスターに係る経費といったところでございます。

以上でございます。（総務課長着席）

○議長（林貢君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○5番（小松雅彦君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、5番、小松雅彦君。（小松議員起立）

○5番（小松雅彦君） ハイ、5番、小松雅彦です。

私から3点質問させていただきます。

初めに予算説明書31ページ、2款7項5目、自治振興費、18節、負担金補助及び交付金のところの共育型インターンシップ応援助成金38万1千円について、お伺いします。事業の内容と対象人数を教えてください。

次に、32ページ、10目、空き家等対策事業費、18節、負担金補助及び交付金、空き家バンク制度支援事業補助金105万円についてお伺いします。事業の内容と令和2年度の実績と3年度の目標を教えてください。

次に44ページ、6款1項4目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金、農業次世代人材投資資金975万についてお伺いします。事業の内容と令和2年度までの実績と令和3年度の目標を教えてください。（小松議員着席）

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ。（総合政策課長起立）

それでは、小松議員の初めに1点目の共育型インターンシップ応援助成金の内容と人数についてのご質問にお答えいたします。

この共育型インターンシップとは、大学生などが地域とともに地域課題やその解決方法などを検討していくインターンシップのことで、大学の夏休みや春休みといった長期の休暇を利用して実施するものであり、本町が実施しようとしている共育型インターンシップは4週間程度を考えてございます。そのため、学生にとっては宿泊などの金銭的な負担があることから、この応援助成金によりその金銭的負担を軽減して、より多くの学生からの応募を促進したいと考えております。助成金の内容としましては、現在通っている大学からインターンシップを実施する場所までの交通費と、先ほど申し上げました宿泊費として1日当たり6千円を助成する内容となっております。人数につきましては、2名分の助成金を計上しているところでございます。

次に、2点目の空き家バンク制度支援事業助成金の内容と、令和2年度実績と3年度の目標についてのご質問にお答えいたします。

空き家バンク制度支援事業助成金は、空き家バンク制度をより利用していただくため、空き家バンクの利用者に対して一部経費を助成する制度であり、平成31年4月1日から始めた制度でございます。この助成金には、5つの区分がございまして、「取引仲介手数料補助金」、「成約奨励金」、「利用移住者引越費用補助金」、「家財道

具等撤去費補助金」、「住宅改修支援費補助金」となっております。

令和2年度の補助金の実績としましては、1件の契約に関して売主及び買主に合計35万円の補助金を交付しております。

また、3年度の目標、助成金の予定件数でございますが、当初予算には3件分を計上しております。なお、制度開始以降、これまでに空き家バンクに登録していただいた物件は6件ございます。このうち、契約になったのは5件ということになっております。

また、空き家バンクの利用者に登録いただいた人数は13人で、契約した方を除くと現在登録者は6人となっております。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、産業振興課長、引敷林広貴君。

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ。(産業振興課長起立)

それでは、小松議員の3点目の農業次世代人材投資資金のご質問についてお答えをいたします。

国の事業であります農業次世代人材投資事業につきましては、次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の方に対して、就農準備段階や経営開始時の経営確立を支援するための資金、1年間最大150万円を最長5年間交付するものでございます。

2年度の実績につきましては、本町では今年度までにこの制度を利用した新規就農者は延べ13人です。そのうち、6人が交付期間満了となり、今年度においては7人へ975万円を交付しております。

また、令和3年度につきましては、前期において1人が期間満了となり、新規就農者1名を見込んでおりますので今年度と同数の7人へ交付の予定としてございます。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○5番(小松雅彦君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、5番、小松雅彦君。

○5番(小松雅彦君) ハイ。(小松議員起立)

5番、小松雅彦です。丁寧な回答ありがとうございました。

共育型インターンシップ応援助成金は、受け入れ学生2名ぐらいということで回答いただきました。初めての施策です。最初は間口を小さく、そして実績を積み上げて大きく広げていただき、若者の視点で大いに地域活性化に寄与していただきたいと思います。

次に、空き家等対策事業では、空き家バンク登録数6件、空き家バンク成約数5件と回答いただきました。高い成約率だと思います。登録数を増やし、有効活用していただくことにより、移住促進、活性化につながると思います。強かに推進していただきたいと思います。

次に、農業次世代人材投資ですが、現在までに13名、そして6名の終了したと聞きました。そして、7名の予定とお伺いしました。成果が出始めたと思います。農業経営の安定化、新規就業者の確保のためにより一層進めていただきたいと思います。また、農業次世代人材投資も視野に入れ、広範囲に広げていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(小松議員着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ。(総合政策課長起立)

それでは、小松議員のご質問、ご意見に対してお答えいたしたいと思います。

1点目のインターンシップ助成金についてでございますが、この共育型インターンシップを実施することで、都会の人の移住への取り組みのひとつである地域おこし協力隊の制度の受け入れ態勢の機運の醸成も図っていきたいということで考えてございます。

それから、2点目の空き家バンクについてでございますが、現在空き家バンクに登録されている物件は1件のみでございますので、今後相談があった場合には登録していただけるように丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑はありませんか。

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長（林貢君） 失礼しました、産業振興課長、引敷林広貴君。

○産業振興課長（引敷林広貴君） ハイ。（産業振興課長起立）

それでは小松議員の再質問にお答えいたします。

今後におきましてはですね、農業経営安定や新規就農者の確保のために制度のPRなど取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（産業振興課長着席）

○議長（林貢君） ほかに質疑ありませんですか。

○1番（下沢育男君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 1番、下沢育男君。（下沢議員起立）

○1番（下沢育男君） 1番、下沢育男です。

私のほうからは予算の新規ということで、2点ほどお伺いいたしたいと思います。

1つ目は、令和3年度予算書説明書で、25 ページ、2款2項1目、税務総務費、報償費の記念品 15万6千円について。こちらのほう、事業内容と目的、実施日はいつからかお伺いいたしたいと思います。

もう1点、令和3年度、こちらは主要施策のほうがよろしいかと思っておりますので、主要施策 60 ページ、10 款5項1目、保健体育総務費、スポーツ推進事業、こちらも同様で事業内容と目的、実施時期について2点ほどお伺いいたしたいと思います。

（下沢議員着席）

○税務課長（佐京実君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、税務課長、佐京実君。（税務課長起立）

○税務課長（佐京実君） それでは下沢議員にお答え申し上げます。

納税者にとって最も安全で確実便利な口座振替納税を推奨するために、町県民税、固定資産税、国民健康保険税の3税について、新規に口座振替の申し込みをされた納税者を対象に先着 150 名に対して記念品を贈呈する予定としてございます。

実施時期は、令和3年4月中旬ごろより行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。（税務課長着席）

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、教育課長、濱浦孝子さん。

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ。（教育課長起立）

それでは、私からは仮称はしかみりレーマラソンのところでのご質問について、お答えいたします。こちらは、これまで実施してきました町内駅伝競走大会を廃止にし、新たにスポーツ振興を図る、そして何よりも健康増進、親睦というところを図ることを目的に行うものでして、大体7月ごろを実施時期として予定しております。

以上でございます。（教育課長着席）

○1番（下沢育男君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、1番、下沢育男君。（下沢議員起立）

○1番（下沢育男君） ハイ、ありがとうございます。

税金のほうに関しましてちょっとご質問がありまして、現在、納税の件数に対する口座振替率といえますか、世帯でもいいですし、総件数でも構いませんがお知らせをお願いしたいと思います。

それから、前年度口座振替申込者数は何名ぐらいになっておりますか。また、口座振替対象となる税金等はどうのようなものがありますか。また、徴収できないのはどういふのがありますか。伺いたいと思います。

まず、口座振替を伸ばすことにより、事務量の削減につながることもありますし、先ほど先着150名に記念品贈呈ということでしたが、先着150名とは言わず、対象者を増やして推進するお考えはございますか。お伺いしたいと思います。

それから、スポーツ振興推進事業のほうですけれども、これまで町内駅伝競走大会ということで、数年やられてきましたが、この駅伝競走に対しまして何か問題点でもありましたか。変える必要があったのかどうかの理由等伺いいたします。また、今後それらの問題を改善し、どのような大会運営するのか、この2点をお伺いしたいと思います。

それで、スポーツ振興、親睦を図ることは大切なことでもありますので、十分コロナ対策をして、今後実施していただきたいと思います。

以上、質問、お願いをして終わりたいと思います。（下沢議員着席）

○税務課長（佐京実君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、税務課長、佐京実君。（税務課長起立）

○税務課長（佐京実君） 下沢議員にお答え申し上げます。

徴税の口座振替の状況につきましては、令和2年度当初賦課の期別件数に対しての数字になりますが、町県民税は16.59%、968件、固定資産税は23.63%、6,668件、軽自動車税は12.04%、730件、国民健康保険税は23.05%、2,911件という状況でございます。

次に徴税の口座振替申込件数であります。税目ごとに町県民税は、令和元年度34件、令和2年度は2月末現在ですが、41件、固定資産税は、令和元年度119件、令和2年度79件、軽自動車税は、令和元年度39件、令和2年度25件、国民健康保険税は、令和元年度57件、令和2年度42件。トータルで令和元年度249件、令和2年度187件という状況でございます。

口座振替のできる徴税等につきましては、普通徴収分の町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の4税と2保険料の6種目となっております。議員ご案内のとおり、口座振替納税が伸びることによって、税の滞納処分件数が減り、事務量の削減につながるものと考えられます。また、令和2年度からはコンビニ収納が開始されたわけですが、税の収納状況を見ますと口座振替納税18.83%に対し、コンビニ収納25.07%となっております。納付に対する手数料につきましては、口座振替の1件当たり11円に対し、コンビニ収納は1件当たり67.1円となっております。このため、コンビニ収納と口座振替の納付状況のバランスを見ながら、納付手数料にも配慮した対応が必要と考えているところでございます。

以上でございます。（税務課長着席）

○教育興課長（濱浦孝子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、教育課長、濱浦孝子さん。

○教育興課長（濱浦孝子君） ハイ。（教育課長起立）

それでは、下沢議員のスポーツ推進事業の再質問についてお答えいたします。

まずは、町内駅伝の廃止についてでございますが、こちらは各地域において選手の選考、人を集めるのが難しい、厳しいという意見です。もう人がいないであると

か、子どもがいても部活だ試合だって、駅伝に参加できる人を見つけるのが大変困難であるとの意見でございました。体協役員各支部長、区長さん方と検討会議を開催したり、アンケートをとった結果、この意見となり廃止としたものでございます。

新しい仮称はしかみりレーマラソンでございますが、こちらについてはこれまでのような支部対抗ではなく、家族、友人、職場、部活など自由にチームを組んでいただいて約21kmをたすきりレーして走ることと検討しております。1チーム4名から10名以内で、今年度は先着10チームで開催を考えております。仮装参加も歓迎しております。とにかく楽しみながら、走るということを目的といたしております。

コロナ対策としてでございますが、こちらについて事前申し込みとしてお受けいたしますので、その方々に2週間の健康観察を行うなどコロナ対策のほうも十分に講じながら実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。(教育課長着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑ありませんか。

○4番(大下修君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、4番、大下修君。(大下議員起立)

○4番(大下修君) 4番、大下です。

予算に関する説明書の53ページ、8款土木費、3項河川費のですね、河川管理費の工事請負費1,110万円です。これについてちょっと伺いたいと思います。

令和3年度の当初予算主要施策説明書では、46ページにあたりますけども、この中の事業内容が流下断面を確保し、護岸や農地等の防災減災を図るため、道仏川の河床整理工事を行うとあります。成果目標としてですね、河川の河床整理、防災減災ということになっております。全員協議会でですね、伺いましたけども、この工事の場所ですね、具体的に教えていただくことができなかったのです。それと追加で、知り得たいことがありますので、質問をいたします。

もう一度伺いますけども、この場所というのはどこでしょうか。そしてまた、経緯、どういった経緯でこういった緊急の事業をすることになったのか。地域からの要望等があったのかどうかですね。それと、これは今年度だけの事業であるのか、来年度再来年度にも、なんちゅうんですかね、継続する事業であるのか、ということをお伺いいたします。

以上です。(大下議員着席)

○建設課長（上静志君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、建設課長、上静志君。

○建設課長（上静志君） ハイ。（建設課長起立）

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

質問内容は場所とそれから経緯、それから要望、それから今年度だけかはこの4点かと思います。経緯につきましては、近年頻発するその洪水等の、頻発する河川の洪水等の事業がありまして、そちらのほう国のほうでしゅんせつの事業新たに起こしまして、うちのほうは昨年、令和元年度ですか、台風19号の被害がありまして、河川等の復旧事業等を行ったわけでありまして、そちらの新しい事業とそれからこの災害等の発生、こちらを鑑みまして、防災減災ということで河川のしゅんせつ、断面等を確保するというふうなことを考えまして、当方のほうで必要な場所というふうに認識しまして、要求のほう行ったわけでございます。

場所につきましては、19号の被害、こちらのほうを基に人家、農家等への影響する場所、それから氾濫の形態、こちらのほうを十分調査をしまして、維持管理上重要な区間、こちらが重要度とか、そういうふうなところを考えまして実施したいということです。事業については、まず今年度中で終わりたいということになります。次年度はちょっと今のところは考えておりません。

以上です。（建設課長着席）

○4番（大下修君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、4番、大下修君。（大下議員起立）

○4番（大下修君） ハイ、具体的に場所のところをご説明いただけませんでしたけどもですね、私ですね、全員協議会で説明を受けてからですね、道仏川をずっと、海岸っていうんですかね、45号から寺下の途中までですね、見てきたんですけども、緊急性を要して床をですね、やる必要なところ、やろうと思えばたくさんあるし、やらなくてもいいといえやらんくもいいようなというふうな感じを受けてずっと見てきたんですよ。そういった中でですね、具体的なね、具体的なちゅうか、7、8年前、10年ぐらい前にもですね、一度工事をしているんですよ。その工事をした場所に全員協議会の中でも申し上げましたが、葎ちゅうか、なんちゅうか、あの草がね、あるところをとったためにですね、魚がいなくなった

りね、今でもあの少ないところなんですけども、魚のいる場所がですね、どんどんどんどん少なくなってくるんですよ。そういった中で、十分にその自然環境とですね、防災減災ということでやるということなんですけれども、具体的なその場所をですね、十分な説明をもってやるべきかなというふうに思います。こういったものをですね、1千万の借金、確か借金だったような気がしたなあ。借金をしてですね、するわけですから、相当慎重にですね、審議をするためにもですね、情報開示というのが必要かと思います。そうしないとやっぱり、審議というのは成り立たないんじゃないのかなあと、誤解を生むんじゃないのかなあとというふうに感じております。ということで、その辺具体的におっしゃっていただけるなら伺いたいと思います。ですね、そこお願いできないでしょうか。

以上です。(大下議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。

○建設課長(上静志君) ハイ。(建設課長起立)

それでは、大下議員の再質問にお答えいたします。

しゅんせつする場所のほうですね、うちのほうでも前回19号の台風の際に氾濫した場所等、川の中州等に木が入って川が狭くなっていたところ等から氾濫したというふうなところがあると見受けられております。そちらのところで農業被害等もでたというふうなところを重点的に、それから人家のほうにも影響が出ましたので、そちらのところも詳しく調査等をしてみてですね、やりたいというふうに考えております。前回の台風19号の時には、夜間に降りましたのでその辺の状況等のほうは聞き取りなんかも行って、十分な調査等を行っていければなと。

場所については道仏川の具体的に説明しにくいんですけども、耕作地、農業用施設等の集会所の辺りとかですね、それから集会所の辺りの上流側とかですね、それから昔の道仏の墓所の辺り館神社の辺りの上流とかですね、集会所の上流の辺りを考えております。

以上です。(建設課長着席)

○4番(大下修君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、4番、大下修君。(大下議員起立)

○4番（大下修君） ハイ、分かりました。

できればですね、最初からそういうふうにおっしゃっていただければ、誤解が生じないかと思います。今後も、今年度限りということですので、ぜひとも防災と環境のことも考慮してですね、予算を、事業を考えていただきたいと思います。特にですね、河床整理してもですね、蛇行する川ですので必ずあのどっちかにこうよさっていくっちゃうかね、そういうふうに整備してもですね。そういうところに魚なんかもね、住んでいるので、その環境のほうも大事だと思いますので、今後ともその辺を考慮して、またあの情報のほうも開示していただけるようお願いして質問を終わります。（大下議員着席）

○議長（林貢君） ほかに質疑ありませんか。

○8番（森榮吉君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、8番、森榮吉君。（森議員起立）

○8番（森榮吉君） ハイ、8番、森榮吉です。

主要施策説明書のほうで質問させていただきたいと思います。3点ばかりになりますが。

まず最初にですね、ページ32、主要説明書の32ページになりますが、水質測定委託料についてお伺いしたいと思います。先日の3月5日、全員協議会におきまして、同僚議員からも質問があったかと思いますが、水質測定についてであります。令和2年度の当初予算、132万円が—昨日の10日のですね、審議された補正予算において、117万8千円の減額となりました。令和3年度の当初予算は27万8千円。これまでの額からしますと大幅な減額となっております。内容はその説明書のほうにありますけども、町内パトロールや町民からの通報によって、河川等に異常があった場合、現地調査を行い必要に応じて調査を実施するとなっております。これまでの調査はもうこれで役割を終えたということなのか、その辺のことをまずお伺いしたいと思います。

それとまたあの1つ上になりますけども、同じページの1つ上になりますが、新規事業として掲げられております災害時生活用水協力井戸確保事業についての内容も伺っておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次にですね、主要説明の50ページ、津波ハザードマップ等作成委託料。新規事業として773万3千円が盛られております。震災後、10年を迎えた昨日の新聞にもよると、階上町における当時の津波の最大高さは10.73mに達したとされておしま

す。

そして国が昨年公表した日本海溝、それから千島海溝を震源とする巨大地震モデルにおいては、階上町の津波の高さが 21.5m が想定されているようであります。説明書では県の津波浸水想定区域の見直しに伴い、津波ハザードマップを見直し、津波避難計画及び小中学校地震等防災計画を修正するとなっております。すべてはまず県の見直しの指針が出てからだと思いますが、既存の施設や計画等に影響が懸念されますけども、それどの程度に見ておられるのか。

また、マップの完成時期ってというのはいつ頃になるのか。漠然とした質問になるかと思えますけども、お願いしたいと思えます。

よろしくをお願いします。(森議員着席)

○町民生活課長(日影百合子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、町民生活課長、日影百合子さん。(町民生活課長起立)

○町民生活課長(日影百合子君) それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の水質測定等委託料についてでございますが、議員ご案内のとおり、町では、昨年度まで環境実態把握を目的に河川や水路について水質調査を行ってきたところでございます。その結果を見てまいりまして、基準値を超えての水質の悪い場所など概ね特定できたところでございますので、今後におきましては水質改善に向けた取り組みを行うこととし、新年度におきましては水質調査を見送ることといたしました。

改善に向けた取り組みといたしまして、既に今年度から実施しておりますが、沿線住宅等への戸別訪問による生活排水状況の確認や合併浄化槽設置の推進、また地域住民による水路の清掃等を引き続き行うこととしております。新年度で予算化しております、水質測定委託料 27 万 8 千円につきましては、議員ご案内のとおり、水質に異常があった際に必要に応じて実施する委託料を計上させていただいたものでございます。

次に災害時生活用水協力井戸確保事業についてでございますが、大規模災害等による断水時の生活用水路確保のため、井戸の所有者に対し生活用水として無償提供をしていただく井戸の登録をお願いするものでございます。登録につきましては、事業1年目でございますので、各行政区自主防災組織ごとに1件程度、所在地等の登録要件を確認したうえで、お願いしたいと考えております。登録にあたっては、水質調査を行い、登録井戸に標識を掲げ、井戸の所在地を地図で分かるようホームページ等で住民へ周知したいと考えております。

以上でございます。(町民生活課長着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

それでは、津波ハザードマップの件についてお答えいたします。

今年度青森県が実施しております、津波浸水想定区域の見直しにつきましては、今月の22日に県内関係市町村に対し、事前の説明が行われる予定となっており、その後、年度内に区域を決定しまして公表される運びとなっております。青森県からの詳細な資料等の提供は、新年度になります。4月中旬を予定しており、町ではこの資料受領後、速やかに津波ハザードマップなどの修正作業に着手をしまして、住民への説明などを行ったうえで出来る限り早い時期での公表を目指しているところでございます。既存の施設の移転や計画の見直しなどにつきましては、県から提供される資料などを確認したうえで、その必要性について判断をしていくこととしております。

以上でございます。(総務課長着席)

○8番(森榮吉君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、8番、森榮吉君。(森議員起立)

○8番(森榮吉君) 8番、森でございます。ありがとうございました。

まず1点目の水質関係の件ですが、これまで続けてきた測定点、一気になくすということには私少少疑問を持ってたものですから、質問させていただきました。

これまでの結果を検証し、問題視された河川とか測定点、測定項目、さらには測定時間帯等考慮して、段階的に見直すべきものと感じていたところでございます。まず、今の回答を聞きまして、今後はどっちかっていうと対策のほうに力点を置いた対応であり、前向きな姿勢なのかなという感じを受けました。本予算では必要に応じてということになっておりますが、限られた予算内での効果的な測定調査に加え、しっかりとした対策のほうもお願いしておきたいと思っております。

井戸の件についてですが、生活水の確保に関しましては、10年前の震災においても洗濯、風呂、トイレの水等、大変苦労した経験が思い出されます。大変重要なことですので、町民の方々の協力を得ながら積極的に進めてくださるようお願いし

ます。

ハザードマップの件ですけれども、基本的にはまず県の指針が示されてからということでしょうか。町民生活の安全安心のために大変重要な事業かと思います。情報をしっかり把握し、立派なハザードマップを期待し、これからの対応をお願いしたいと思います。

今述べました私の解釈の受け取り方、問題ないようであればあえて答弁を求めませんが、何か町民に対してアピールしたいことがありましたら、お願いしまして、私の質問をおわります。(森議員着席)

○町民生活課長(日影百合子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、町民生活課長、日影百合子さん。(町民生活課長起立)

○町民生活課長(日影百合子君) ハイ、それではあの、一言。ありがとうございました。

水質測定につきましては、改善結果確認には一定期間を要すると考えております。そのため、今後状況を見ながら再度実施を検討していきたいと考えております。

また、生活用水協力井戸確保事業につきましては、新規の事業でもあり、またいつ起こるか分からない災害に備えるためにも早急に制度化し、広く住民に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。(町民生活課長着席)

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総務課長、野沢雅浩君。

○総務課長(野沢雅浩君) ハイ。(総務課長起立)

ご案内のとおり、県のほうでは今年作業をしております、その公表があつてからの詳細な準備、町のほうの作業になりますけども。現段階におきまして、津波ハザードマップはございますので、まずはそちらのほう活用いただきながらですね、大きく変わるということは予定はしておりませんので、今後もですね、地震、有事の際にはまず命を守る行動ということで皆様と一緒に計画のほう進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。(総務課長着席)

○議長（林貢君） ほかに質疑ありませんですか。

○3番（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、3番、荒谷憲輝君。

○3番（荒谷憲輝君） ハイ。（荒谷議員起立）

3番、荒谷憲輝です。

一般質問させていただいた際にも一部関連したことでありましたが、確認を含めて質問させていただきます。

予算に関する説明書6ページ、14款使用料及び手数料、1項使用料、4目教育使用料、6節の学校施設目的外使用料として22万8千円が計上されておりますが、学校施設使用のための条例の確認と学校施設使用料の基準や各学校施設での目的、団体等、使用の程度をお伺いいたします。（荒谷議員着席）

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、教育課長、濱浦孝子さん。

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ。（教育課長起立）

それでは、荒谷議員のご質問にお答えいたします。

学校施設の使用についてでございますが、階上町立学校施設の開放に関する条例及び条例施行規則がございます。その中で、社会教育及び社会体育活動の普及、振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で開放するとしております。

使用料につきましては、条例の別表で屋内運動場、体育館ですね、は1時間当たり小学校220円、中学校275円としております。

使用している団体としては、バスケット、野球、ネオホッケー、陸上の長距離などがあります。スポ少、いわゆる小学校の部活動等を減免の利用を含めまして、令和元年度ですと、合計1,051回、コロナ禍での令和2年度、まだ未確定ではありませんけれども、686回の利用となっております。

以上でございます。（教育課長着席）

○3番（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、3番、荒谷憲輝君。

○3番（荒谷憲輝君） ハイ。（荒谷議員起立）

町に関わる多数の団体の活動が頻繁に行われておりますが、町内の公共施設の中でも用途に適した環境が必要であることから、限られた中での施設の活用となるわけですが、施設使用時の管理体制と施設内備品の扱いや、施設内での事故等への対応をお伺いしながら、利用される方々を支援することで活動が継続可能となり、心身の健全な育成に資すると考えられ、さらには地域とスポーツ振興や各団体の活性化につながると思いながら質問を終わります。（荒谷議員着席）

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、教育課長、濱浦孝子さん。

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ。（教育課長起立）

それでは、議員の再質問にお答えいたします。

学校開放につきましては、管理を業者へ委託しており、その者が施設の開閉や使用後の施設点検を行っております。

バスケットゴールやネオホッケーのゴールポスト、それからサイドフェンスなどそのような大きなところは、施設備え付けの備品を貸しておりますけれども、原則使用する物品については利用者が持参することとしております。

施設内での事故や施設備品等の損傷につきましても、原則利用者責任で修繕をお願いしております。なお、スポ少団体はあらかじめ、スポーツ安全保険に加入しておりますので、そちらを利用して破損等やケガなどは補償されるということになっております。

以上でございます。（教育課長着席）

○議長（林貢君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（大江和夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、12番、大江和夫君。（大江議員起立）

○12番（大江和夫君） ハイ、12番、大江です。

2点ほど確認したいというふうに思います。

説明書の30ページ、ふるさと応援寄附返礼品の件でございます。総額が360万、

そのうちの240万ほど予算をみておるようですが、この240万円ほどに対して、金額に対しての240万だろうというふうに思いますが、どのようなものを予定しているのか、簡単で結構ですのでお知らせ願えればと思います。

次に同じ説明書の43ページ、農業の総務費でございますが6款1項の13地籍情報連動GISシステム借上料というふうに載っております。これはどのようなものなのか、お知らせ願えればと思います。(大江議員着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ。(総合政策課長起立)

それでは、大江議員のふるさと納税返礼品等に対するご質問にお答えしたいと思います。

令和3年度のふるさと納税寄附金につきましては、今年、令和2年12月末現在で寄附実績が813万4千円ということで、それを勘案して歳入のほうに800万円を見込んでございます。

また、ふるさと納税返礼品の調達及び送付に係る経費としまして、歳入の先ほど言いました、見込み額800万円に返礼割合というのが決まっております。30%でございますので、240万円計上しているところでございます。

このほかの経費としまして、ポータルサイトの運営、それから寄附金収納代行に係る経費等123万5千円を計上してございます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、それでは、大江議員の地籍情報連動GISシステム借上料のご質問についてお答えをいたします。

このシステムの内容でございますけれども、農地の地図と農地基本台帳を1つのシステムで管理いたしまして、農政業務の効率化を図るというものでございます。1つのシステムで管理することによりまして、農地情報の取得や農振地域の管理など迅速に対応することができ、さらには中山間直接支払制度や人・農地プランなどの事業計画の際に確認作業が効率よくできるというものでございます。

内容は以上でございます。(産業振興課長着席)

○12番(大江和夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、12番、大江和夫君。(大江議員起立)

○12番(大江和夫君) ハイ、ありがとうございます。

このふるさと納税に関しては、関西のある市では半額ほどの返礼品代を出しているということで、昨年度、一昨年度かなりマスコミ等にも報じられたんですが、我が方の税収を全協ではたばこ税の1千万を見込んでおるようでございますが、見込みですからあれですが、できれば多数の方々からふるさと納税をしていただいて、金額も3分の1というふうに総務省のほうからの指導もあるようでございますけれども、若干のアップがあってもよろしいのではないかと。ただ、問題は我が町の特産というのがこれといったものがありません。できればその辺を考えて、もう少し納税してくれる方が喜んでいただけるようなものがあればよろしいのかなというふうに思っております。

また、この2問目の2点目のこのシステムの借上料130万ほどなんですが、これはおそらく今説明したとおり、その休耕地等々があってそれを何らかの形で集約化活動をしたいということだろうと思います。この大きな面積は、他町村の方々が我が町の畑作を借用し、耕作しておるようですが、できれば地元の方々にもそういった大きな面積が使用できるのであれば、ありがたいかなというふうに思っております。また、小さな地籍を1つにまとめてやれる方法もあるのではないかなというふうに思っておりますので、これは将来的な問題ですからあれですが、もし今予定とか考えがあるのであれば少して結構ですでお答えいただければ、それをお答えいただいて、質問を終わりたいと思います。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ。(総合政策課長起立)

それでは、大江議員の再質問にお答えしたいと思います。

今現在、令和2年度でございますけれども、元年度の実績に比べまして寄附金額につきましても、約61.1%ということで増になってございます。それから、件数につきましても、93%ということで約2倍の増になっているところでございます。これ

につきましては、今年度ポータルサイトをですね1社増やして、2社体制にしたということもございます。それから、返礼品の事業者が増えているということでございます。それから、返礼品数ですね、17品目から26品目に増やしたということが要因の一つと考えているところでございます。今後においてもその返礼品提供事業者の発掘、それから特産品を活用した返礼品の追加に取り組むということで、本町のPRを図って、本町を応援してくださる方々をですね、一人でも多く増やしてまいりたいと考えているところでございます。

先ほどお話しありました、制度上返礼割合が30%という決まりがございますので、これを崩すことはできないということで、私ども考えているところでございます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、それでは、大江議員の再質問にお答えをいたします。

休耕地等の有効活用ということにつきましては、今現在、人・農地プランのですね、見直しの作業をしているところでございまして、先月におきましても地区の説明会等を開催をいたしまして、出し手の方借り手の方、参集いただきまして話し合いをしております。そういった中でですね、今後あの地元の農家の方々へ集約していくようにですね、プランの見直しとか通常の業務でも進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑ありませんですか。

○13番(郷州公典君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、13番、郷州公典君。

○13番(郷州公典君) ハイ。(郷州議員起立)

13番、郷州です。

説明書の55ページ、アスナ公園遊具新設工事、またふるさと河川公園の遊具新設工事ということで、昨年度危険な遊具があるということで、撤去して新たに新しい

遊具をとということでありました。大変ありがたいなあと地元では思っていると思いますが、ほかにも危険な遊具の場所があるのではないかと思います。私のほうにも何か所かありまして、古い遊具ですけども、これから更新をしていく予定なのかどうかをお聞きしたいと思います。(郷州議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。

○建設課長(上静志君) ハイ。(建設課長起立)

それでは、郷州議員の質問にお答えいたします。

危険な遊具があるかどうかというお話でございますけども、うちの課で管理しております遊具、河川公園それからアスナ公園、こちらのほう2年に1度遊具の点検を行いまして判断で昨年度撤去ということに行いまして、来年度は遊具を設置するというところであります。当課で管理し…町内の遊具等は2年に1度点検をしておりますので、もう危険な物等はないと、うちの課のものはございません。

以上です。(建設課長着席)

○13番(郷州公典君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、13番、郷州公典君。(郷州議員起立)

○13番(郷州公典君) 2年に1回点検ということでありましたが、結構古い遊具がありますので、そのもしなんかあれば町の責任になり兼ねないと思いますので、できるのであればこれからも毎年古いのは更新して、新しく安全な遊具にしていだきたいと思います。ぜひ、お考えいただきますよう一言いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。(郷州議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、建設課長、上静志君。

○建設課長(上静志君) ハイ。(建設課長起立)

2年に1度の町の施設の遊具のほうは点検をしておりますして、そちらのほう調査報告等受け、適度な修繕等を行いながらしていきたいと。老朽化の診断ができました

らまたということになるかと思えますけども、まず、十分点検等で把握している状態でございます。

以上です。(建設課長着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑ありませんですか。

○11番(百目木和俊君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、11番、百目木和俊君。(百目木議員起立)

○11番(百目木和俊君) 11番、百目木です。

3年度の説明書、予算に関する説明書の68ページ、主要説明書は69ページです。10款4項4目12節の委託料、PCB廃棄物の処理委託料について、詳細をちょっとお願いいたします。(百目木議員着席)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、教育課長、濱浦孝子さん。

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ。(教育課長起立)

それでは、百目木議員のご質問にお答えいたします。

まずPCB排出事業者は、令和9年3月31日までに全てのPCB廃棄物を処分しなければなりません。その中でも、高濃度のPCB、こちらについては令和5年3月31日が処理期限となっております。これを処理できるところはジェスコというPCB処理事業所のみです。また、低濃度のPCBの認定施設は県内では八戸市の1事業所のみとなっております。こちらの高濃度につきましては、処理場所が北海道になっておまして、そちらでの処分費とそこまでの運搬料の予算となっており、高濃度につきましては、解体処分という処分の仕方だようです。低濃度処理につきましては、八戸市内の事業所までなのでそこまでの運搬料とこちらは焼却処分というような扱いになっているようでございまして、その分の予算を令和3年度の当初予算に計上させていただいております。

以上でございます。(教育課長着席)

○11番(百目木和俊君) ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、11番、百目木和俊君。（百目木議員起立）

○11番（百目木和俊君） ハイ、ありがとうございました。

これは単年度、今年度だけちゅうことで安心しております。金額的にも1,300万という大きな金額ですので、まずそういうふうなことを聞いて安心しましたのでよろしく願いいたします。

以上で終わります。（百目木議員着席）

○議長（林貢君） ほかに質疑ありませんですか。（質疑なしの声あり）

ないですね。

これをもって質疑を終了いたします

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 2番、寅谷正君。（寅谷議員登壇）

○2番（寅谷正君） 2番、寅谷です。

当初予算、令和3年の当初予算なのでまだこれからずっと続くわけですから、この前の補正予算とはちょっと違って。それで、私はこの前の時は、地方創生臨時交付金の第1次受付の部分のやつをお話をして、もっとあの6件だけど12件分ぐらい倍くらいには最低でもいくように、積極的に研究すべきで申し込むべきでないかって。市民がいろいろとその要望をしているので、そういうふうなのを少しでも考えて一生懸命やってるなっていう、そういう予算、目に見えるような方向でっていうふうにご話をしておりましたけども。今度、令和3年1月12日に掲載されている地方創生臨時交付金の2次の実施計画分のやつをちょっと調べてみました。そうしたら、やっぱりあの、階上はまず11件もらえてましたけども、南部町22、田子33、五戸44、三戸36、新郷8、というふうな部分でありまして、まだまだその市民の色んな部分をね、要望を、例えば、インフルエンザの予防接種の要望書を出した部分もありますけども、それとか、あるいは学生を持つ親等への支援事業、学生支援緊急給付金というふうな部分で要請してるところもありますけども。また、コロナの部分に関係すればトイレの洋式化とか、それからなかなか災害の部分のね、聞こえないので防災無線の受信機の室内受信機の設置事業とか。あるいは農業機械の共用貸し出しとか、あるいは大学生のその含めてのふるさとからの贈り物事業とかね、

そういう色々な部分のがまだまだね、支援を出してやってもらえればこれからいいなあとと思います。まず私は、そうは言いつつも、職員の皆さんもね、遅くまでいろいろと頑張っているようなこともありますし、こういうふうな意見書付きでね、賛成の賛成討論にしたいと思います。頑張ってください。

以上です。(寅谷議員降壇)

○議長(林貢君) ほかに討論はありませんか。(討論なしの声あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第 15 号 令和 3 年度階上町一般会計予算の件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ただいまの採決に対しまして、異議が 2 人以上に達しませんので、会議規則第 87 条の規定により異議の申し立ては成立いたしません。

あ、賛成、意見ですか、はい。

失礼しました。もとい、本案は、原案のとおり決することにご異議がないようですので、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号、議案第 18 号、議案第 20 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) この際、日程第 2、議案第 16 号 令和 3 年度階上町国民健康保険特別会計予算の件から、日程第 4、議案第 20 号 令和 3 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算の件まで、3 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 16 号 令和 3 年度階上町国民健康保険特別会計予算の件から、議案第 20 号 令和 3 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算の件まで、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号及び議案第 19 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君）この際、日程第5、議案第 17 号 令和3年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件及び日程第6、議案第 19 号 令和3年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 17 号 令和3年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件及び議案第 19 号 令和3年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 21 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第7、議案第 21 号 町道路線の認定及び廃止についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 21 号 町道路線の認定及び廃止についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第8、議案第 22 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 22 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第9 議案第 23 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合理約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 23 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第 10 議案第 24 号 階上町教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

この件に関しましては、教育長 丸岡博君から、退席したいとの申し出がありますので、これを許します。(教育長退席)

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 24 号 階上町教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号 階上町教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

教育長 丸岡博君の入場を許します。(教育長入場)

◎議案第 25 号から議案第 28 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） この際、日程第 11、議案第 25 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件から、日程第 14、議案第 28 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件まで、4 件を一括して、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 25 号の件から、議案第 28 号の件までを、それぞれ一議案ごとに採決いたします。

初めに、議案第 25 号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第 26 号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第 27 号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第 28 号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

◎請願第 1 号議題、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第 15、請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件は、総務財政常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

○総務財政常任委員長（郷州公典君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、郷州委員長。（郷州委員長登壇）

○総務財政常任委員長（郷州公典君） 請願第 1 号の審査結果について、ご報告申し上げます。

本定例会において、総務財政常任委員会に付託されました、請願第 1 号「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願」について、3月9日に委員会を開催し、慎重に請願の趣旨及び意見書の内容について審査を行いました。

その結果については、お手元に配付されておりますとおり「不採択」とすることと決定いたしました。

決定の理由としましては、本請願は、核兵器禁止条約に署名するよう日本政府に求めるもので、核兵器廃絶に向けては、核廃絶に向けては、政府においてもこれまで取り組んできていることや階上町議会においても、平成 10 年 3 月に「あらゆる国の核兵器の廃絶と世界の平和の実現を切望し、核兵器廃絶・平和自治体宣言を議決」するなどし、核兵器廃絶への思いは、多くの国民が共有しているものと思われま

す。しかしながら、このような国際条約の署名・批准は外交問題であり、国会で議論すべき事項であることから当議会の権限外であるため不採択せざるを得ないと判断したものであります。

以上、報告します。

○議長（林貢君） 以上で、委員長の報告を終わります。

委員長は、そのままお待ちください。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

郷州委員長は、降壇願います。(郷州委員長降壇)

これより討論に入ります。

委員長の報告は「不採択」でありましたので、まずは、採択に賛成者の討論はありませんか。

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、2番、寅谷正君。

○2番(寅谷正君) ハイ、2番、寅谷です。(寅谷議員登壇)

2番、寅谷です。

私はちょっと町民の立場に立って、非常にね、恥ずかしい結果になったような、提案になったような気がします。それは、多分これは私の一般質問の中で、そろそろ階上町も平和都市宣言とか非核自治体宣言をあげるときになっていると思います。というね、町にその考えはないか町長に伺いますという。このことがね、誤解を招いたなというふうに思っています。というのは、私もびっくりしたんですけども、町長がよく調べてから質問せよっていう話がありましたけど、それは私だけでなく同級生も、それから八戸の市会議員の人達も、ええ〜ってね、びっくりしていました。それから、このことをね、郷州さんがあの11年から議員になったそうで、10年の部分の平成10年3月17日ってさっきお話し、それからその文面にもありますけど、それはね、実はね、非常にね、高尚な部分で平和を希求する階上町議会はあの忌まわしい戦禍を再び引き起こさないためにも日本国憲法の理念でもあり、人類共通の切実な念願である世界の恒久平和を願ってやみません。そして、あらゆる国の核兵器の廃絶と世界の平和の実現を切望し、ここに核兵器廃絶・平和自治体となることを宣言するって。町ですからね、自治体となることっていうのをこれをね、前田常男さんが当時議長で、今の町長さんが副議長だったみたいですけども、小田切明和さんっていう原水爆禁止青森協議会の理事長がね、学生協の理事長やってた方で、この前の立憲の小田切さとするさんのお父さんですけども、こういうふうなやつをね、その時の総務、付託された際の総財政委員長が大下義雄さん、非常にね、すごいやっぱりなあというふうに私は誇らしく思いました。んで、この核兵器という言葉は同じですけども、この平成10年のその時に町が、町が非核自治体宣言

をそういうふうな宣言出したわけですよ。ところが、今から3年前の平成 29 年、2017 年に国際連合というところで、国際条約として国と国の関係の核兵器禁止条約というね、そういうふうな部分のが、あの採択されて、それに今年の採択（聞き取れず）1月 22 日に発効されて、今 52 か国入っていてその地球上から核兵器を廃絶するというゴールは一緒なんだけどもっていう部分でね、なかなか進まない状況があるけども、でも三戸郡で人口の一番多い南部町、それから五戸町、それから少し人口が階上より少ない三戸町、それが 12 月議会までに採択をしています。んで、このまあ、平成 10 年の時町が決めるやつは決めただけども、この平成 29 年の部分で議会がこの平成 29 年に国際条約となった核兵器禁止条約を政府が批准して欲しい。そして、まだ批准がしてない時は勉強会にね、オブザーバー参加して欲しいというね、そういうふうなことをね、うたっていて、その町が決めた非核平和自治体宣言と政府がまあ被爆者を日本はもっているんで、被爆者団体がこうずっとね、やってきたものでこれに関して、入ってくれというふうな部分をね。最終的には核保有国も参加して、そういう地球から核兵器というふうな部分は戦争中でも使わないというふうにやろうというふうな、流れでありまして。だから、これに関しては、国民の 70%がね、賛成しています。して、自治体さっき三戸郡の部分はね、6 郡部の部分の 3 つって話したけど、岩手県は全部、全自治体。昨日も確認しましたが、県議会をはじめ町村議会全部がね、可決していて私はね、これね、間違っただけ、一緒でないかなっていうふうなね、とったみたいなんですよ。そういうふうなね、そうじゃなくて、町が決めたことと、その後その国同士の国際条約ができたので、そこにね、入って進めていこうという意味で、ごく自然なね、ことであって、これはあの間違っただけで否決したらね、恥かくだないかってね。ええ～、階上がって。私はね、その部分でね、やっぱりあの～、まあ、ね、階上はそういうふうな部分に対して、その今の部分に対して、誤解をもってね、外交問題とか何とかっていうふうなね、これはねあの中身がほんとにだめだという部分であれば、私も納得しますけども、ね、例えばこのこれを今までの部分で出してきたの皆ほとんど地方自治法第 99 条の規定っていう部分で意見書提出をしています。この 99 条ってというのは議会のルールなんです。普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。ね、あの地方自治つうのは戦前なかったの。戦後になって初めて、国と地方自治体はね、上下関係じゃなくてね、そういう対等、平等。例えば北朝鮮が、テポドンボーっとこうやって打って、よく三陸沖とかっていつてるけども、そういう実際にやろうとしなくても偶発的っていうね、偶発的なことでね、なったりすればっていうふうなのも含めて、この部分はやっぱり皆入ってで、その地球上から最終的に核兵器を排除する方向でね、頑張っていきましょうっていうのが、今年度の 1 月 22 日から

ね、始まっているわけですよ。それね、何とかね、皆さんね、住民の名誉のためにもね、そういう国民の70%がそういうふうになっている。で、国にその意見書の部分にね、サインして、そういうふうになんか平和に貢献しましょうよってね、そういうね、ルールなんです。そのルールの中に行かないで、入り口でね、判断を止めて、これはその国が考えることだってね。私達は、戦争ってのは国家犯罪って思って、それ決めてしまったらね、そういうふうな不幸なことをやることは大変なのだから、そうならないように、地方自治法は、国と地方が対等な立場でね、意見を申し上げましょうというね、この意見書の提出権があるので、私はこれ今のね、総務財政常任委員会の提案つつうのはね、地方自治法違反だと思う。憲法違反だと思う。だからね、あの名誉のためにもさ、私はこの23年前ですよ、23年前の部分でやっぱこういう誇らしいことがあったというね、ことを生かす方向でね、ぜひね、皆さんにその、ね、階上田舎でないよというふうになんか、やってもらいたいんです。

以上で、私の賛成討論を終わります。本当によろしく申し上げます。(寅谷議員降壇)

○議長(林貢君) ほかに討論はありませんか。

これをもって討論を終了いたします。

これより、請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号の件に対する、委員長報告は「不採択」であります。

請願第1号を「採択」することに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成議員起立)

はい、結構です。

採択することによっていうことですから、不採択になりますので、委員長報告は。

はい、結構です。(賛成議員着席)

起立少数であります。

よって、請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願の件については、委員長報告のとおり「不採択」とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(林貢君) 日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題

といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（林貢君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） それでは閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

令和 3 年 3 月定例会も本日をもって閉会となります。

ご提案申上げました議案につきまして、原案のとおり議決いただきましたことにお礼を申し上げます。

また、審議の過程において、いただきましたご意見を参考にしながら、各議案の執行にあたっては、慎重を期してまいりたいと思います。

ただし、一部の方の質問には大変困惑させられたところがあります。例えば、予算書についての理解や、また、一般質問の事前の調査など、特に討論のあり方と会議規則などルールに沿わない発言が見受けられました。これは議員としてのモラルを持ってということにも関連しますので、今後議会の対応をお願い申し上げて、ご挨拶といたします。ありがとうございました。（町長降壇）

◎閉会の宣告

○議長（林貢君） これにて、令和3年第2回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前 11 時 55 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長 林 貢

会議録署名議員 大 下 修

会議録署名議員 小 松 雅 彦